

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

坂出市及び林田町の人口・世帯数を表 3.2.1 に、坂出市の過去 10 年間の人口及び世帯数の推移を図 3.2.1 に示す。

坂出市の人口は 51,196 人、世帯数は 21,519 世帯である。平成 21 年から令和元年の人口は減少傾向で推移し、世帯数は横ばいで推移している。

対象事業実施区域の位置する林田町の人口、世帯数は、いずれも坂出市全体の約 10% 程度である。

表 3.2.1 人口・世帯数

| | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 人口密度 (人/km ²) |
|-----|--------|----------|---------------------------|
| 坂出市 | 51,196 | 21,519 | 553.5 |
| 林田町 | 5,741 | 2,253 | - |

資料：「令和 2 年度坂出市統計書 (第 35 号)」(坂出市、令和 2 年 3 月) より作成

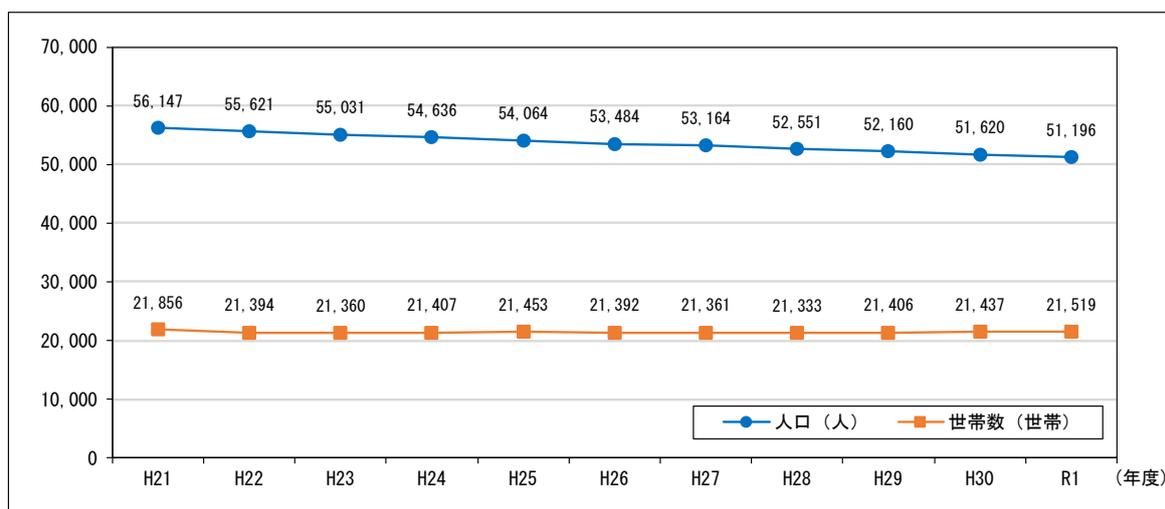


図 3.2.1 坂出市の人口の推移

注意：各年 10 月 1 日現在

資料：「令和 2 年度坂出市統計書 (第 35 号)」(坂出市、令和 2 年 3 月) より作成

(2) 産業

1) 産業構造

坂出市の産業分類別の事業所数及び従業者数を表 3.2.2 に示す。

坂出市の事業所数は 3,154 所、従業者数は 31,197 人である。

産業分類別にみると、第 3 次産業の就業者の割合が最も多く、次いで第 2 次産業が多くなっている。

表 3.2.2 産業の状況

平成 26 年 7 月 1 日現在

| 産業分類 | | 事業所数 (所) | 従業員数 (人) |
|---------|--------------------|----------|----------|
| 第 1 次産業 | 農業、林業 | 2 | 15 |
| | 漁業 | 1 | 1 |
| 第 2 次産業 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 303 | 2,010 |
| | 建設業 | 294 | 7,155 |
| | 製造業 | 12 | 343 |
| 第 3 次産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 | 64 |
| | 情報通信業 | 159 | 2,897 |
| | 運輸業、郵便業 | 774 | 5,149 |
| | 卸売業、小売業 | 35 | 450 |
| | 金融業、保険業 | 256 | 631 |
| | 不動産業、物品賃貸業 | 114 | 1,039 |
| | 学術研究、専門・技術サービス業 | 302 | 1,670 |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 234 | 920 |
| | 生活関連サービス業、娯楽業 | 119 | 1,123 |
| | 教育、学習支援業 | 221 | 5,066 |
| | 医療、福祉 | 27 | 323 |
| | 複合サービス事業 | 206 | 1,284 |
| | サービス業 (他に分類されないもの) | 38 | 688 |
| 第 1 次産業 | | 49 | 385 |
| 第 2 次産業 | | 597 | 9,165 |
| 第 3 次産業 | | 2,508 | 21,647 |
| 全産業 | | 3,154 | 31,197 |

資料：「平成 26 年度経済センサス基礎調査」(総務省統計局)、「令和 2 年度坂出市統計書 (第 35 号)」(坂出市、令和 2 年 3 月)より作成

2) 農業

坂出市における農業の状況を表 3.2.3 に示す。

坂出市の総農家数は 983 戸（うち専業農家は 328 戸）、農家人口は 2,351 人、総耕作地面積は 73,431ha である。

耕作面積の占める割合をみると、田が 50,958ha と最も多く、次いで樹園地が 15,621ha と多くなっている。

表 3.2.3 農業の状況

平成 27 年 2 月 1 日現在

| | | | |
|----------|-------------|----------|--------|
| 総農家数 (戸) | | 983 | |
| 専業農家 (戸) | | 328 | |
| 農家人口 (人) | | 2,351 | |
| 耕作地面積 | 総耕作地面積 (ha) | 73,431 | |
| | 内訳 | 田 (ha) | 50,958 |
| | | 畑 (ha) | 6,852 |
| | | 樹園地 (ha) | 15,621 |

資料：「2015 年農林業センサス」（農林水産省）、「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

3) 水産業

坂出市の水産業の状況を表 3.2.4、漁獲量を表 3.2.5 に示す。

坂出市の水産業経営体数は 151 客体、漁船隻数は 233 隻である。

漁獲量の内訳をみると、魚類が 281t と最も多く、次いでたこ類が 127t と多くなっている。

表 3.2.4 水産業の状況

平成 30 年 11 月 1 日現在

| | |
|-----------|-----|
| 経営体数 (客体) | 151 |
| 漁船隻数 (隻) | 233 |

資料：「2018 年漁業センサス」（農林水産省）、「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

表 3.2.5 漁獲量内訳

平成 31 年 14 月 25 日現在

| 内訳 | 漁獲量 (t) |
|-----------|---------|
| 魚類 | 281 |
| えび類、いか類 | 106 |
| かに類 | 9 |
| 貝類 | 19 |
| たこ類 | 127 |
| その他の水産動物類 | 6 |
| 総漁獲量 | 525 |

資料：「平成 30 年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、平成 31 年 4 月 25 日公表）、「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

4) 工業

坂出市の工業の状況を表 3.2.6 に示す。

坂出市の事業所数は 163 所、従業者数は 6,916 人、製造品出荷額等は 395,457 百万円、従業員 1 人当り出荷額等は 5,718 万円となっている。

表 3.2.6 工業の状況

令和元年 8 月 30 日現在

| | |
|--------------------|---------|
| 事業所数 (所) | 163 |
| 従業者数 (人) | 6,916 |
| 製造品出荷額等 (百万円) | 395,457 |
| 従業員 1 人当り出荷額等 (万円) | 5,718 |

資料：「香川県の工業（平成 30 年版）確報」（香川県政策部統計調査課）、「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

5) 商業

坂出市の商業の状況を表 3.2.7 に示す。

坂出市の事業所数は 602 店、従業者数は 4,067 人、年間商品販売額は 165,532 百万円となっている。

表 3.2.7 商業の状況

平成 28 年 6 月 1 日現在

| | 事業所数 (箇所) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) |
|-----|-----------|----------|---------------|
| 卸売業 | 155 | 1,473 | 116,183 |
| 小売業 | 447 | 2,594 | 49,349 |
| 合計 | 602 | 4,067 | 165,532 |

資料：「平成 28 年度経済センサス基礎調査」（総務省統計局）、「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

坂出市の土地利用の状況を表 3.2.8 及び図 3.2.2 に示す。

坂出市では山林の占める面積が最も多く 36.4%を占めている。次いで農地の 24.2%、宅地の 17.7%の順となっている。

表 3.2.8 土地利用の状況

平成 31 年 1 月 1 日現在

| 区分 | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|----------|---------|---------|
| 農地 | 2,234 | 24.2 |
| 田 | 1,225 | 13.3 |
| 畑 | 1,009 | 10.9 |
| 宅地 | 1,640 | 17.7 |
| 池沼 | 4 | 0.0 |
| 山林 | 3,370 | 36.4 |
| 牧場 | - | - |
| 原野 | 36 | 0.4 |
| 雑種地 | 597 | 6.5 |
| ゴルフ場等の用地 | 101 | 1.1 |
| 鉄軌道用地 | 17 | 0.2 |
| その他 | 479 | 5.2 |
| その他 | 1,369 | 14.8 |
| 合計 | 9,249 | 100.0 |

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

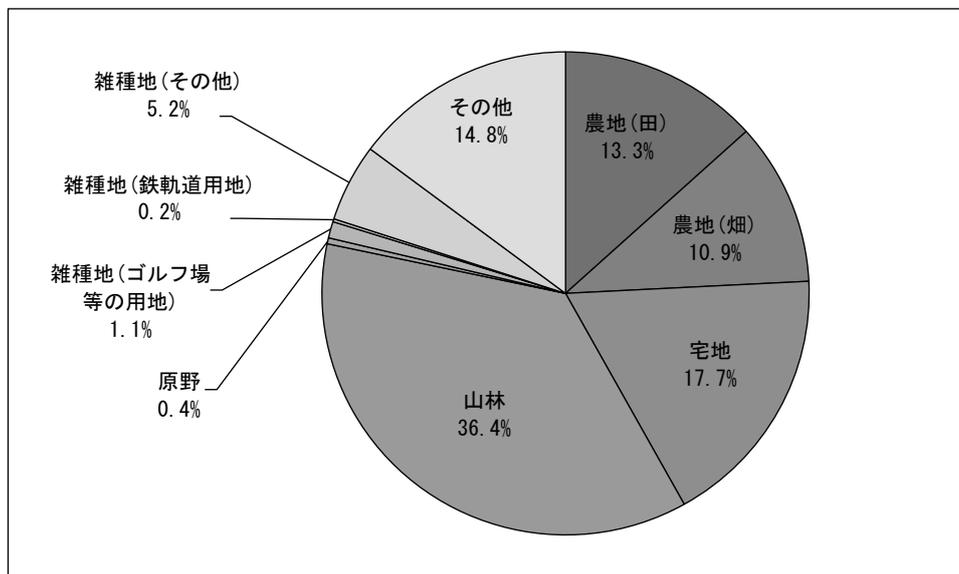


図 3.2.2 土地利用の構成比

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

(2) 土地利用規制

「都市計画法」に基づく用途地域の状況を表 3.2.9 及び図 3.2.3 に示す。

坂出市では、市全域の 94.8%にあたる約 8,769ha が都市計画区域に指定されている。うち約 1,881ha について用途地域が指定されており、対象事業実施区域は工業専用地域に指定されている。

また、用途地域の指定のない区域において、良好な環境の形成または保持を図る観点から立地が望ましくない用途の建築物等を特定し、その立地を規制する特定用途制限地域を用途白地地域の全域に指定している。指定地域は、国道及び県道・2 車線片側歩道以上の市道沿線の一部を幹線沿道一般型、それを除く全域を一般環境保全型として規制している（表 3.2.10）。

表 3.2.9 用途地域の状況

令和 3 年 1 月 7 日現在

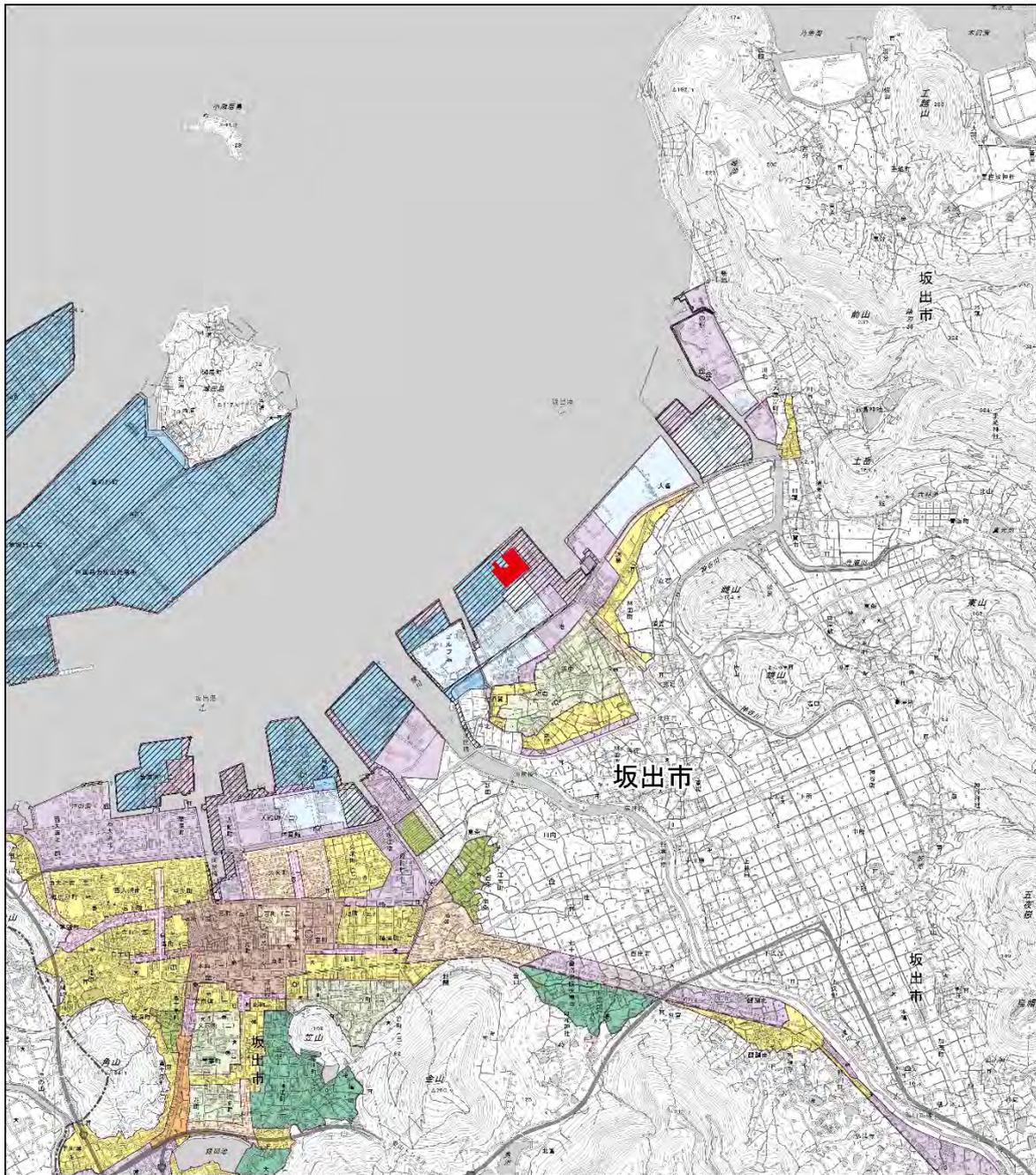
| 区分 | 面積 (ha) | 地域率 (%) |
|--------------|---------|---------|
| 第一種低層住居専用地域 | 78.7 | 0.9 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 24.7 | 0.3 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 106.7 | 1.2 |
| 第一種住居地域 | 345.1 | 3.9 |
| 第二種住居地域 | 83.4 | 1.0 |
| 準住居地域 | 10.4 | 0.1 |
| 近隣商業地域 | 28.9 | 0.3 |
| 商業地域 | 67.2 | 0.8 |
| 準工業地域 | 410.1 | 4.7 |
| 工業地域 | 123.9 | 1.4 |
| 工業専用地域 | 601.6 | 6.9 |
| 合計 | 1880.7 | 21.5 |

資料：坂出市調べ

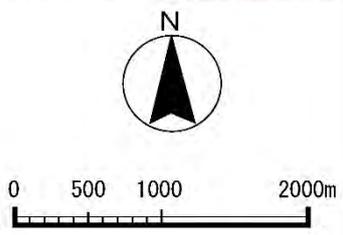
表 3.2.10 特別用途制限地域

| 種類 | 面積 | 制限すべき特定の建築物等の用途の概要 |
|-----------------------|-----------|--|
| 特定用途制限地域 (幹線沿道一般形) | 約 299ha | <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れが大きい工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 ・風俗営業施設 |
| 特定用途制限地域 (一般環境保全型) | 約 6,588ha | <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れが大きい工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 ・風俗営業施設 ・ホテル、旅館、パチンコ店 |
| 合計 | 約 6,889ha | - |

資料：「坂出市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」(平成 16 年 4 月 1 日、条例第 1 号)、坂出市 HP「線引きに代わる新たな土地利用コントロール方策」
 <<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/tosiseibi/keikaku3.html>> (令和 2 年 5 月 1 日確認)より作成



| 凡 例 | |
|--|--------------|
| | 対象事業実施区域 |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |
| | 臨港地区 |



資料：「坂出都市計画図」（坂出市）より作成

図 3.2.3 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水域利用

対象事業実施区域周辺の水域利用状況を図 3.2.4 に示す。

対象事業実施区域の前面海域は坂出港港湾区域で、水域施設としては林田航路、泊地がある。また、近傍には東浦漁港、西浦（瀬居島）漁港、御供所漁港が位置している。

(2) 漁業権の設定

対象事業実施区域周辺の漁業権の設定状況を表 3.2.11、表 3.2.12 及び図 3.2.5 に示す。

対象事業実施区域の前面海域には漁業権の設定はないが、近傍海域に共同漁業権、区画漁業権が設定されている。共同漁業権はわかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業のほか、藻建網漁業、磯建網漁業などが設定されている。区画漁業権はわかめ、こんぶ、あわびなどの養殖が行われている。

表 3.2.11 共同漁業権の内容

| 免許番号 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業権者 |
|----------|---------|------------------------------|---|
| 共第 70 号 | 第一種共同漁業 | わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 共第 71 号 | 第一種共同漁業 | わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業、うに漁業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 共第 72 号 | 第一種共同漁業 | わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業 | 与島漁業協同組合 |
| 共第 74 号 | 第一種共同漁業 | わかめ漁業、なまこ漁業、あわび漁業、さざえ漁業 | 与島漁業協同組合 |
| 共第 236 号 | 第二種共同漁業 | 藻建網漁業、磯建網漁業 | 坂出市漁業共同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合 香西漁業協同組合 松山漁業協同組合 宇多津漁業協同組合 丸亀市漁業協同組合 |
| 共第 238 号 | 第二種共同漁業 | 藻建網漁業、磯建網漁業 | 塩飽漁業協同組合 |
| 共第 240 号 | 第二種共同漁業 | 藻建網漁業、磯建網漁業 | 塩飽漁業協同組合 |
| 共第 341 号 | 第二種共同漁業 | 雑魚柵網漁業 | 松山漁業協同組合 |
| 共第 503 号 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | 松山漁業協同組合 |

資料：「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定」（平成 25 年 8 月 16 日、香川県告示第 377 号）、「香川県報 漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許」（平成 26 年 1 月 7 日、香川県告示第 5 号）より作成

表 3.2.12 区画漁業権の内容

| 免許番号 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業権者 |
|----------|---------|-----------|-----------|
| 区第 218 号 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 区第 219 号 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 区第 220 号 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 松山漁業協同組合 |
| 区第 221 号 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 与島漁業協同組合 |
| 区第 222 号 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 与島漁業協同組合 |
| 区第 306 号 | 第一種区画漁業 | こんぶ養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 区第 307 号 | 第一種区画漁業 | こんぶ養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 区第 308 号 | 第一種区画漁業 | こんぶ養殖業 | 松山漁業協同組合 |
| 区第 703 号 | 第一種区画漁業 | あわび小割式養殖業 | 松山漁業協同組合 |
| 区第 854 号 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |
| 区第 856 号 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 坂出市漁業協同組合 |

資料：「香川県報 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定」（平成 25 年 8 月 16 日、香川県告示第 378 号）、「香川県報 漁業法の規定による区画漁業の免許」（平成 30 年 10 月 2 日、香川県告示第 10603 号）、「香川県報 漁業法の規定による区画漁業の免許」（平成 31 年 1 月 4 日、香川県告示第 1 号）より作成

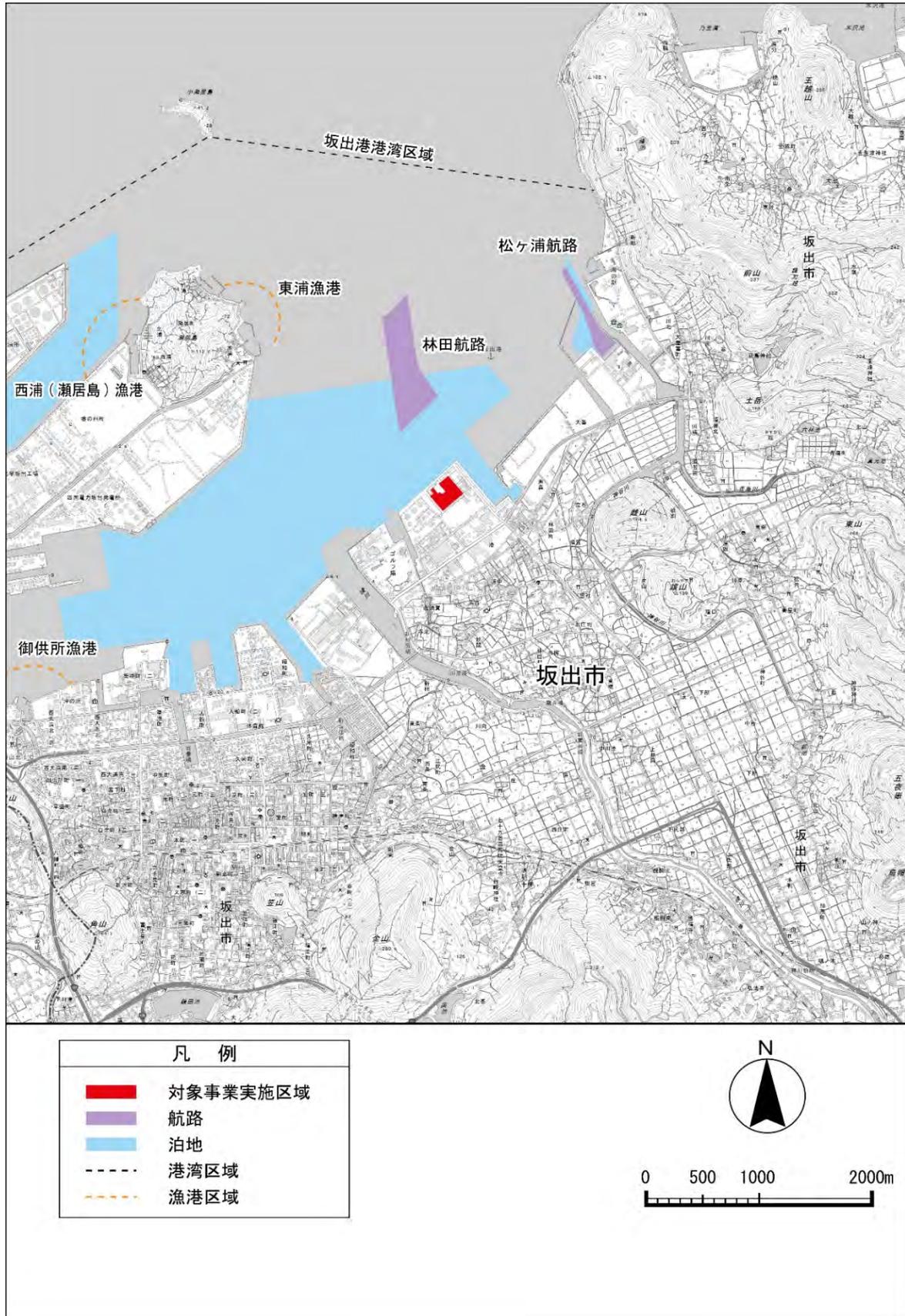


図 3.2.4 水域利用状況

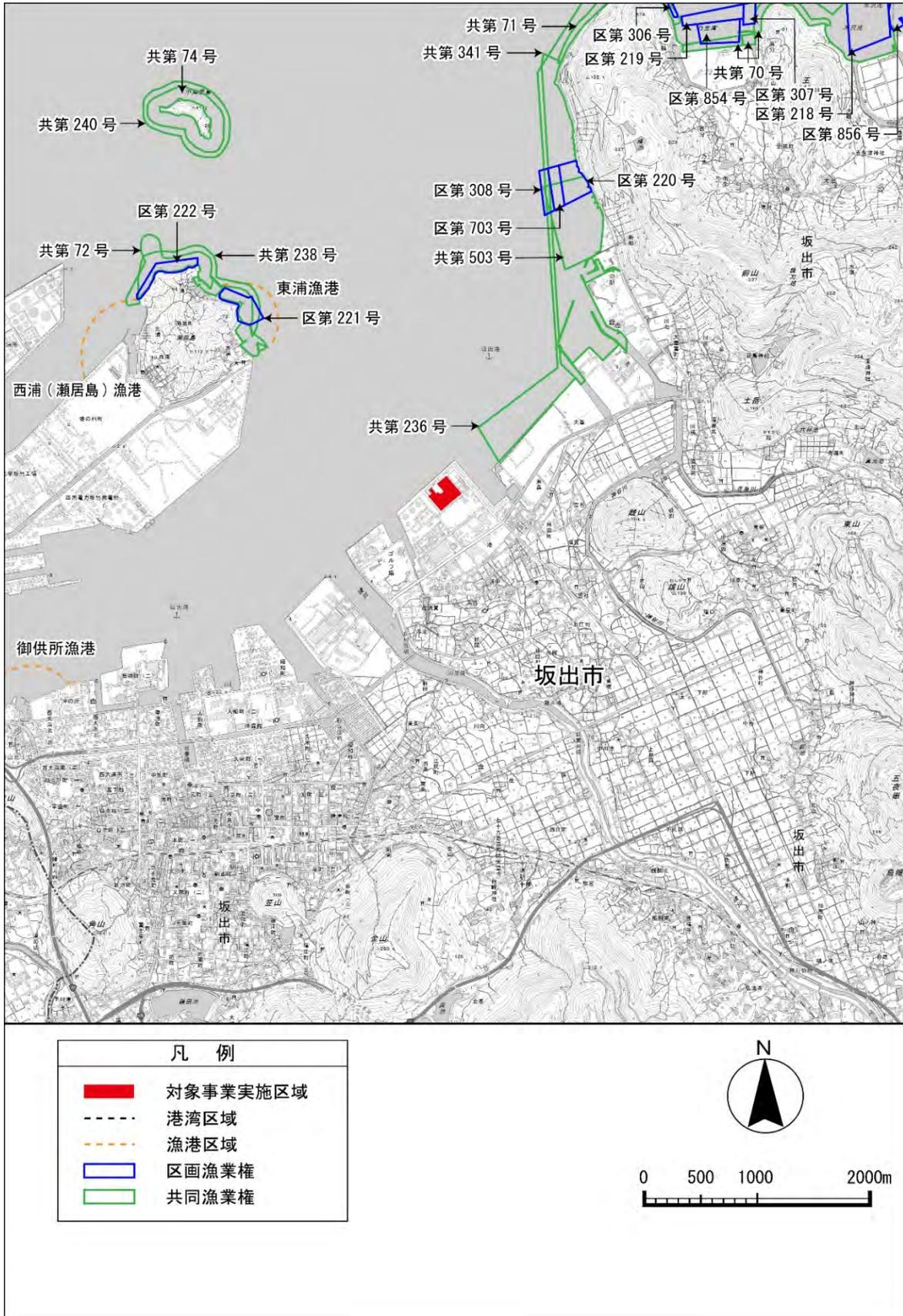


図 3.2.5 漁業権等の設定状況

(3) 水源利用

1) 上水

坂出市の浄水施設の概要を表 3.2.13 に、給配水の状況を表 3.2.14、上水道給水区域を図 3.2.6 に示す。

坂出市の上水道の原水は綾川の伏流水で、鴨川浄水場を通じ上水を供給している。また、香川用水を水源とする県営水道綾川浄水場で浄水処理された上水を鴨川浄水場の配水池で受水している。市内の水道普及率は 99.8% で、対象事業実施区域は上水道の給水区域である。

表 3.2.13 浄水施設の概要

令和元年3月31日時点

| 項目 | 内容 | |
|---------|--|---------------------------|
| 浄水場名 | 香川県広域水道企業団 中讃ブロック統括センター 鴨川浄水場 | |
| 所在地 | 香川県坂出市府中町 5848 番地 | |
| 原水の種類 | 伏流水（綾川） | |
| 施設能力 | 28,000 m ³ /日 | |
| 1日最大取水量 | 10,469 m ³ /日（補助水源含む） | |
| 1日平均取水量 | 8,469 m ³ /日 | |
| 浄水処理方法 | （急速ろ過系統） 前塩素処理 凝集沈殿 急速ろ過 後塩素処理 | （緩速ろ過系統） 緩速ろ過 後塩素処理 |

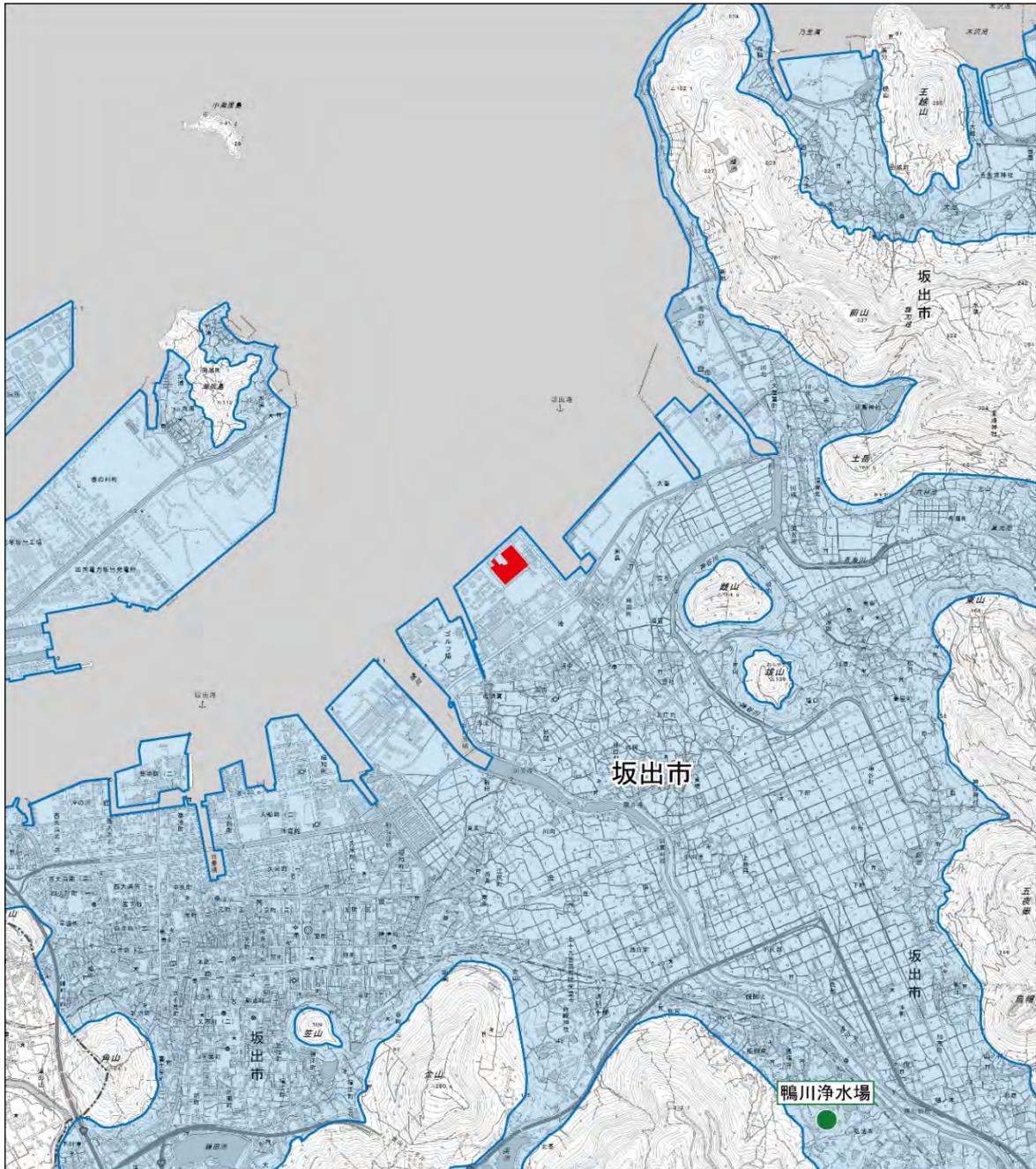
資料：香川県広域水道企業団提供資料

表 3.2.14 給配水の状況

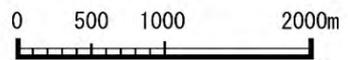
平成30年3月31日現在

| 項目 | 内容 |
|---------|--------------------------|
| 給水区域 | 坂出市内（一部除く） |
| 給水人口 | 52,959 人 |
| 普及率 | 99.8% |
| 給水戸数 | 26,143 戸 |
| 1日最大配水量 | 24,331 m ³ /日 |
| 1日平均配水量 | 20,401 m ³ /日 |

資料：「令和2年度坂出市統計書（第35号）」（坂出市、令和2年3月）より作成



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 上水道給水区域 |
|  | 処理場 |



資料：坂出市水道局提供資料より作成

図 3.2.6 上水道給水区域

2) 工業用水

坂出市の工業用水の概要及び給水量を表 3.2.15 及び表 3.2.16 に、工業用水給水区域を図 3.2.7 に示す。

坂出市を含む中讃地域の臨海工業地帯へは中讃地区工業用水道事業により、工業用水が供給されている。対象事業実施区域は、中讃地区工業用水道の給水区域である。

表 3.2.15 工業用水の概要

| 区 分 | 給水地区 | 給水先 | 配水能力 | 水 源 | 給水開始 |
|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|-----------------|--------|
| 中讃地区工業用水道 (合併後) | 坂出市、宇多津町 及び丸亀市の一部 | 38 事業所 (令和元年度末) | 150,000m ³ /日 | 綾川表流水 吉野川表流水 | 平成2年4月 |

資料：香川県広域水道企業団提供資料

表 3.2.16 地区別給水量（令和元年度実績）

| 給水地区 | 給水対象 事業所数 | 年間総水量 (m ³) | | 1日平均水量 (m ³) | |
|--------|--------------|-------------------------|------------|--------------------------|--------|
| | | 実使用水量 | 有収水量 | 実使用水量 | 有収水量 |
| 番の州地区 | 12 | 8,858,882 | 13,760,801 | 24,204 | 37,597 |
| その他の地区 | 26 | 5,260,768 | 7,735,986 | 14,374 | 21,137 |
| 計 | 38 | 14,119,650 | 21,496,787 | 38,578 | 58,734 |

資料：香川県広域水道企業団提供資料

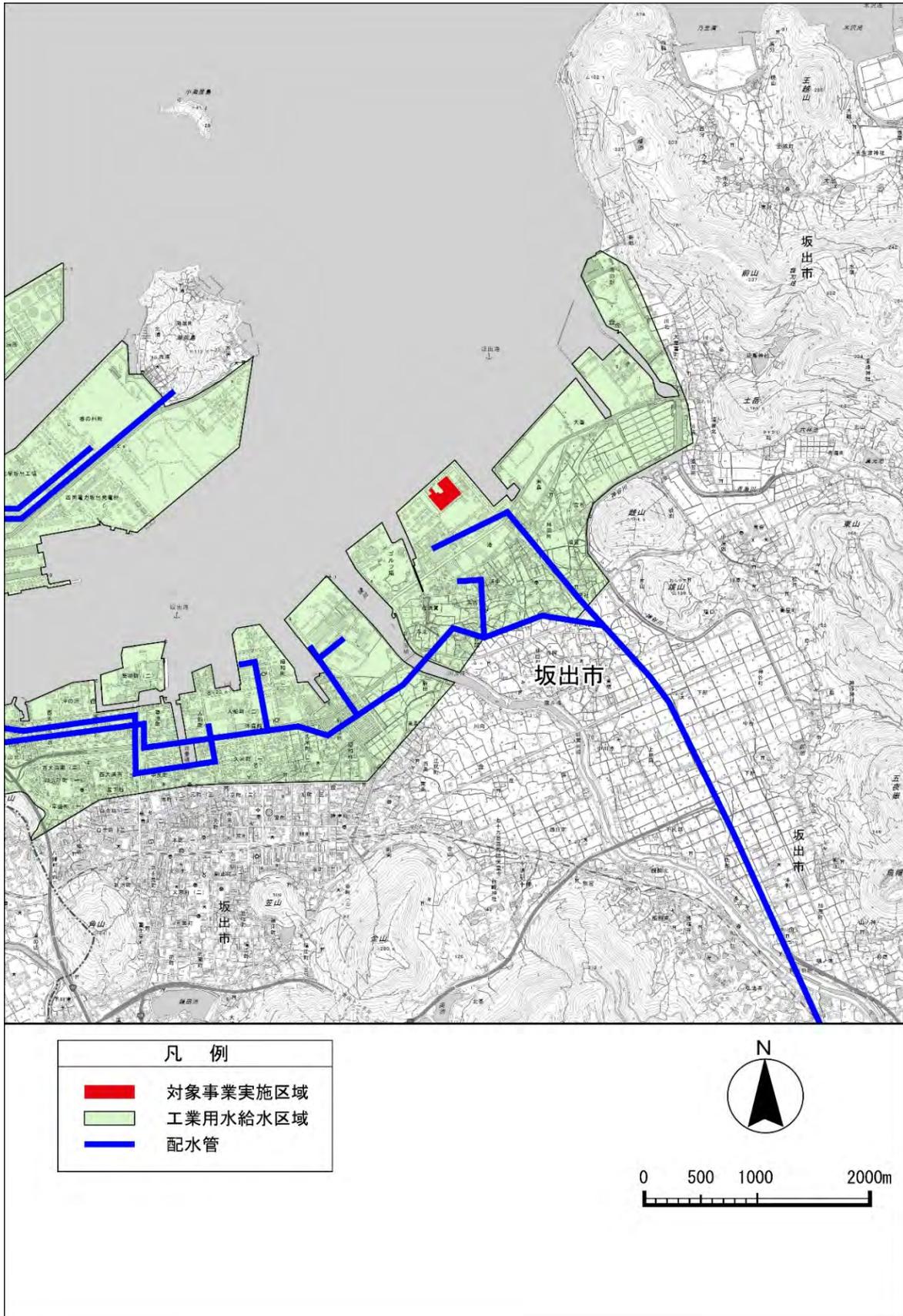


図 3.2.7 工業用水給水

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

対象事業実施区域周辺の主要な道路を図 3.2.8 に、主要な道路の自動車交通量を表 3.2.17 に示す。

対象事業実施区域周辺には、坂出市から宇多津町に至る一般県道 186 号大屋富築港宇多津線のほか、高松市から坂出市に至る主要地方道である県道 16 号高松王越坂出線、坂出市林田町から府中町を通る一般県道 187 号林田府中線、一般国道 11 号、一般国道 30 号などがある。

対象事業実施区域に最も近い一般県道 186 号大屋富築港宇多津線の平成 27 年の昼間 12 時間の交通量は、23,188 台/12h（区間番号：61120）で、交通量の伸び率は 1.25 倍である。

また、対象事業実施区域周辺には JR 予讃線が東西方向に位置している。

表 3.2.17 主要な道路の自動車交通量

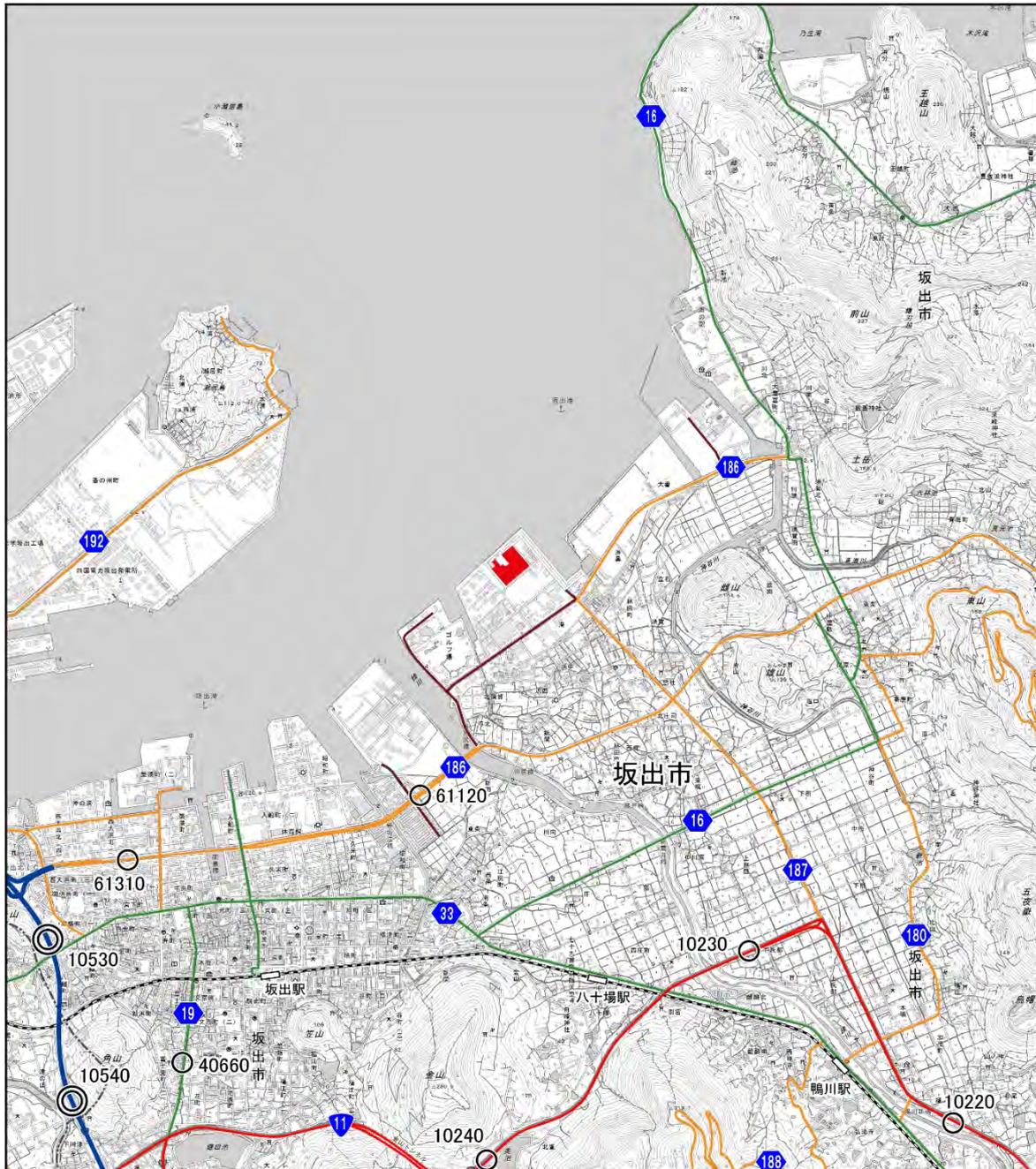
平成 27 年 4 月 1 日現在

| No. | 調査単位 区間番号 | 交通量観測地点地名 | 路線名 | 自動車 交通量 (台/12h) | 大型車 混入率 (%) | 交通量 伸び率 (H27/H22) |
|-----|--------------|---|-------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------|
| 1 | 10220 | 坂出市加茂町甲 588-2 | 一般国道 11 号 | 25,232 | 12.8 | 0.89 |
| 2 | 10230 | 坂出市加茂町甲 588-2 | 一般国道 11 号 | 20,056 | 13.8 | 0.91 |
| 3 | 10240 | 坂出市川津町字金山 1827-103 | 一般国道 11 号 | 20,494 | 14.1 | 0.98 |
| 4 | 10530 | 坂出北 IC～坂出 IC | 一般国道 30 号 (瀬戸中央道) | 9,745 | 10.2 | 1.20 |
| 5 | 10540 | 坂出北 IC～坂出 IC | 一般国道 30 号 (瀬戸中央道) | 9,745 | 10.2 | 1.20 |
| 6 | 40660 | 坂出市富士見町 2 丁目 5-1 地先 | 坂出港線 (県道 19 号) | 11,330 | 12.0 | 0.97 |
| 7 | 61120 | 坂出市江尻町 1721-10 地先 坂出市江尻町字新開 191-362 地先 | 大屋富築港宇多津線 (県道 186 号) | 23,188 | 9.8 | 1.25 |
| 8 | 61310 | 香川県坂出市西大浜北 1 丁目 | 瀬居坂出港線 (県道 192 号) | 19,894 | 10.9 | — |

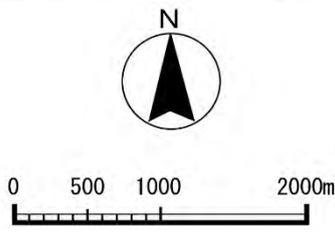
注：1. 表中の数値は平日午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間観測値に基づく。

2. 大型車混入率は自動車交通量に対する大型車（バス、普通貨物車、特殊）交通量の割合を百分率で示したもの。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 香川県」（国土交通省道路局）より作成



| 凡 例 | |
|-----|-----------------------|
| | 対象事業実施区域 |
| | 高規格幹線道路 |
| | 一般国道 |
| | 主要地方道 |
| | 交通量調査地点 (12時間観測地点) |
| | 交通量調査地点 (24時間観測地点) |
| | 一般県道 |
| | 臨港道路 |
| | 鉄道 (JR) |



(图中の数字は、表 3.2.17 の調査単位 区間番号を表す)。

資料：香川県ホームページ「香川の道路 H27 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/douro/home/27sensus.html>> (令和2年5月1日確認) より作成

図 3.2.8 主要な道路及び自動車交通量調査地点

(2) 海上交通

坂出港は、江戸時代より塩の積出港として栄えた港で、昭和 26 年に重要港湾に指定されている。その後、番の州の埋め立てに伴う大規模臨海工場の誘致、塩田跡地を活用した港湾開発などが行われ、現在は四国北東部における流通拠点に位置付けられている。

坂出港の外航・内航船の入港船舶の隻数・総トン数の推移を図 3.2.9 に、外国・内国貿易の海上出入貨物量の推移を図 3.2.10 に示す。

坂出港の過去 5 年間の入港船舶隻数及び総トン数は、減少傾向にある。

また、外国貿易貨物量は増加傾向にある一方で内国貿易貨物量は減少傾向にある。

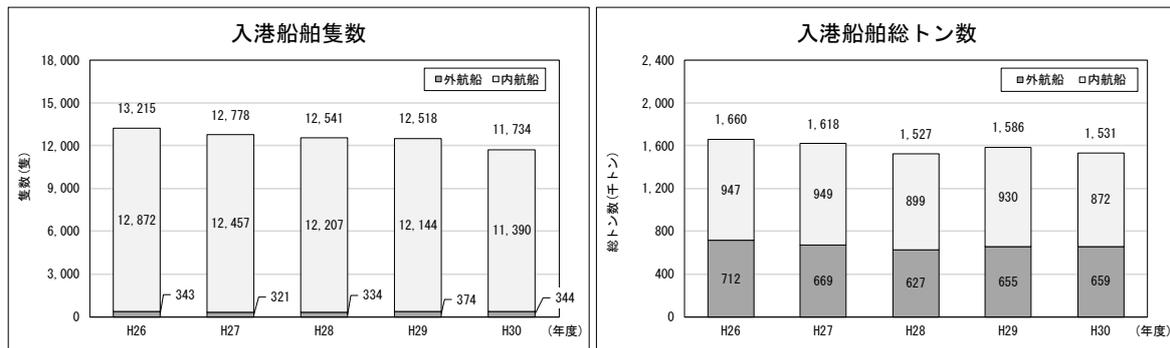


図 3.2.9 入港船舶隻数・総トン数

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

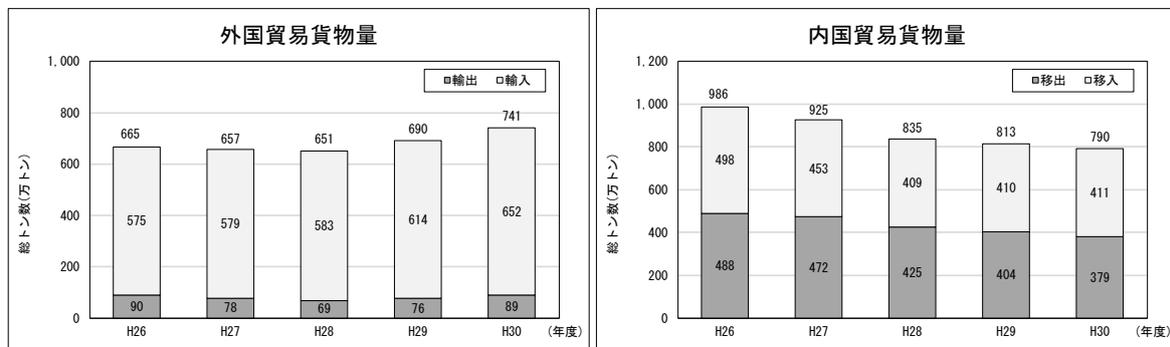


図 3.2.10 海上出入貨物量総トン数

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

3.2.5 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等

坂出市内の教育施設の数を表 3.2.18 に、対象事業実施区域周辺の教育施設の分布状況を図 3.2.11 に示す。対象事業実施区域の近傍では、約 2km 離れた地点に坂出市立林田小学校及び坂出市立林田幼稚園が位置している。

表 3.2.18 教育施設の数

| 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-----|-----|-----|------|--------|
| 8 | 12 | 6 | 4 | 1 |

注：休園した幼稚園、休校した小学校は含んでいない。坂出市内に大学・短期大学は位置していない。
資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）坂出市 HP「市内小中学校一覧」〈<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/kosodate/syoutyu-itiran.html>〉（令和 2 年 5 月 1 日確認）、坂出市 HP「坂出市内の保育所・認定こども園・幼稚園」〈<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/kosodate/hoikusyoninnteikodomoennyoutienn.html>〉（令和 2 年 5 月 1 日確認）より作成

(2) 病院等

坂出市内の病院及び社会福祉施設の数を表 3.2.19 に、対象事業実施区域周辺の病院及び社会福祉施設の分布状況を図 3.2.12 に示す。対象事業実施区域の近傍では、約 1.2km 離れた地点に私立林田保育園が位置している。

表 3.2.19 病院及び社会福祉施設の数

| 病院 | 老人福祉施設 | 障害者支援施設 | 児童福祉施設 |
|----|--------|---------|--------|
| 6 | 48 | 14 | 16 |

注：老人福祉施設については老人ホームにデイサービスが併設されている等、重複しているものを除く。障害者支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業所等を対象としている。
資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）、かがわ健康福祉情報ネットワーク HP「社会福祉施設等一覧」〈<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/social-w-f/>〉（令和 2 年 5 月 1 日確認）より作成

(3) その他の施設

坂出市内の図書館等の施設の数を表 3.2.20 に、対象事業実施区域周辺の図書館等の分布状況を図 3.2.13 に示す。対象事業実施区域の近傍では、約 500m 離れた地点に林田運動公園が位置している。

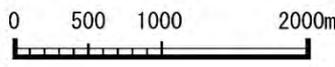
表 3.2.20 その他の施設の数

| 美術館・図書館・資料館 | 体育施設 | 社会教育施設 |
|-------------|------|--------|
| 6 | 4 | 11 |

資料：「さかいで浪漫紀行 坂出市観光ガイドブック」（坂出市 2012 年 4 月）、坂出市ホームページ「公共施設」〈<http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/sakaideshiyakusyo/koukyousisetu.html>〉（令和 2 年 5 月 1 日確認）より作成



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 幼稚園 |
|  | 小学校 |
|  | 中学校 |
|  | 高等学校 |

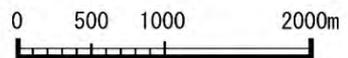


資料：坂出市ホームページ「市内小中学校一覧」<<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/kosodate/syoutyu-itiran.html>> (令和2年5月1日確認)、坂出市ホームページ「坂出市内の保育所・認定こども園・幼稚園」<<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/kosodate/hoikusuninnteikodomoennyoutienn.html>> (令和2年5月1日確認) より作成。

図 3.2.11 教育施設の分布状況



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 病院 |
|  | 老人福祉施設 |
|  | 障害者支援施設 |
|  | 児童福祉施設 |



資料:かがわ健康福祉情報ネットワークホームページ「社会福祉施設等一覧」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/social-w-f/>> (令和2年5月1日確認) より作成

図 3.2.12 病院及び社会福祉施設の分布状況

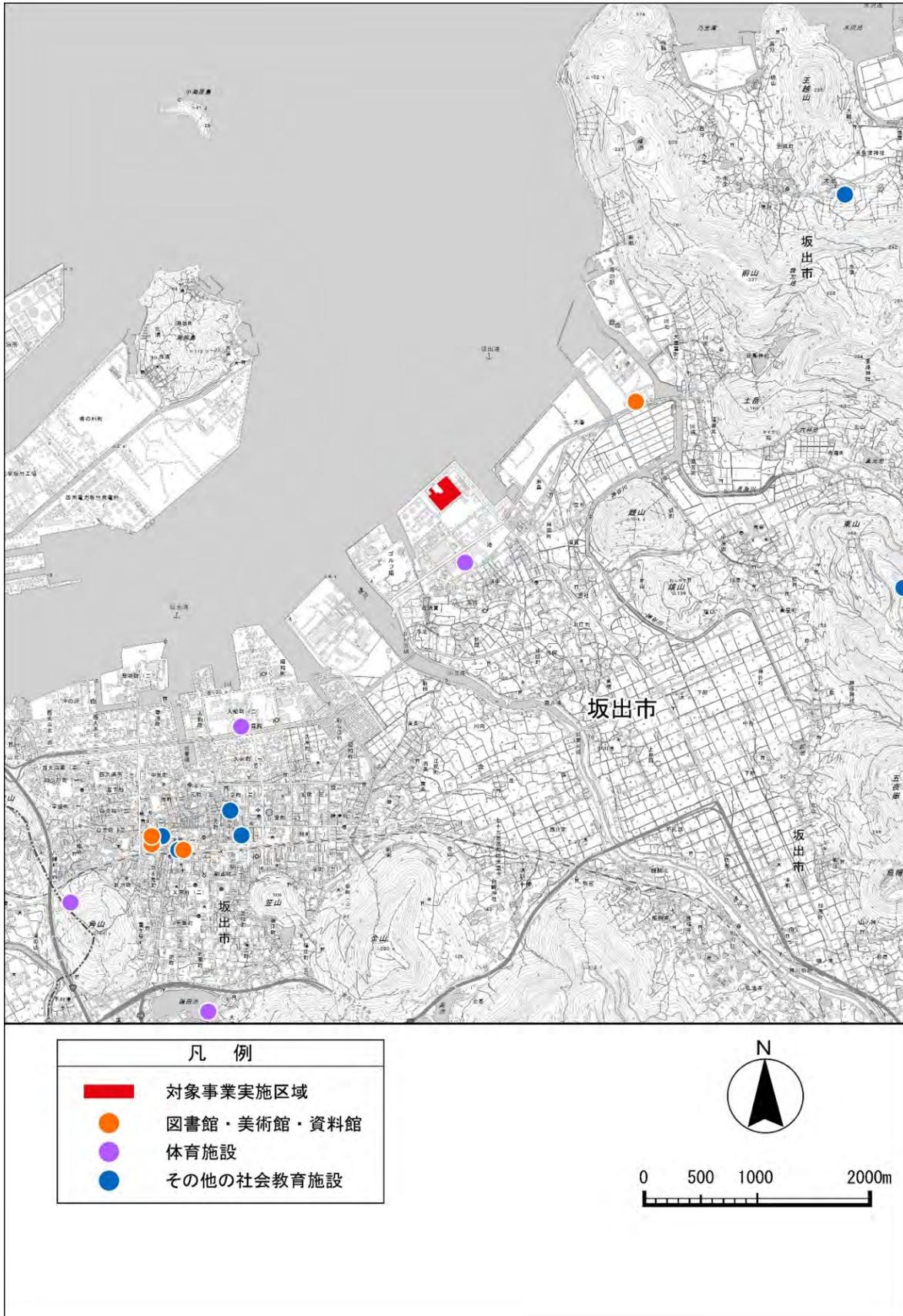


図 3.2.13 その他の施設の分布状況

3.2.6 下水道の整備の状況

(1) 下水道

下水道整備状況を表 3.2.21、図 3.2.14 に、下水処理場の位置を図 3.2.15 に示す。

坂出市の公共下水道の終末処理場は大東川浄化センターであり、平成 27 年度末の坂出市の下水道普及率は 25.2%である。

対象事業実施区域は、下水道整備の全体計画区域に位置するものの、令和 2 年度末時点で下水道の整備はされていない。

表 3.2.21 下水道整備の状況

平成 30 年度末

| 整備済面積 (ha) | 整備済管渠延長 (m) | 処理面積 (ha) | 処理人口 (人) | 水洗化人口 (人) | 普及率 (%) |
|------------|-------------|-----------|----------|-----------|---------|
| 326.5 | 85119.0 | 321.7 | 13387.0 | 10518.0 | 25.2 |

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成

(2) し尿処理

し尿収集の状況を表 3.2.22 に、し尿処理場の位置を図 3.2.15 に示す。

坂出市の生活排水のうち、浄化槽及び汲み取りによるものは、汚泥再生処理センター（番の州浄園）に運搬し処理されている。

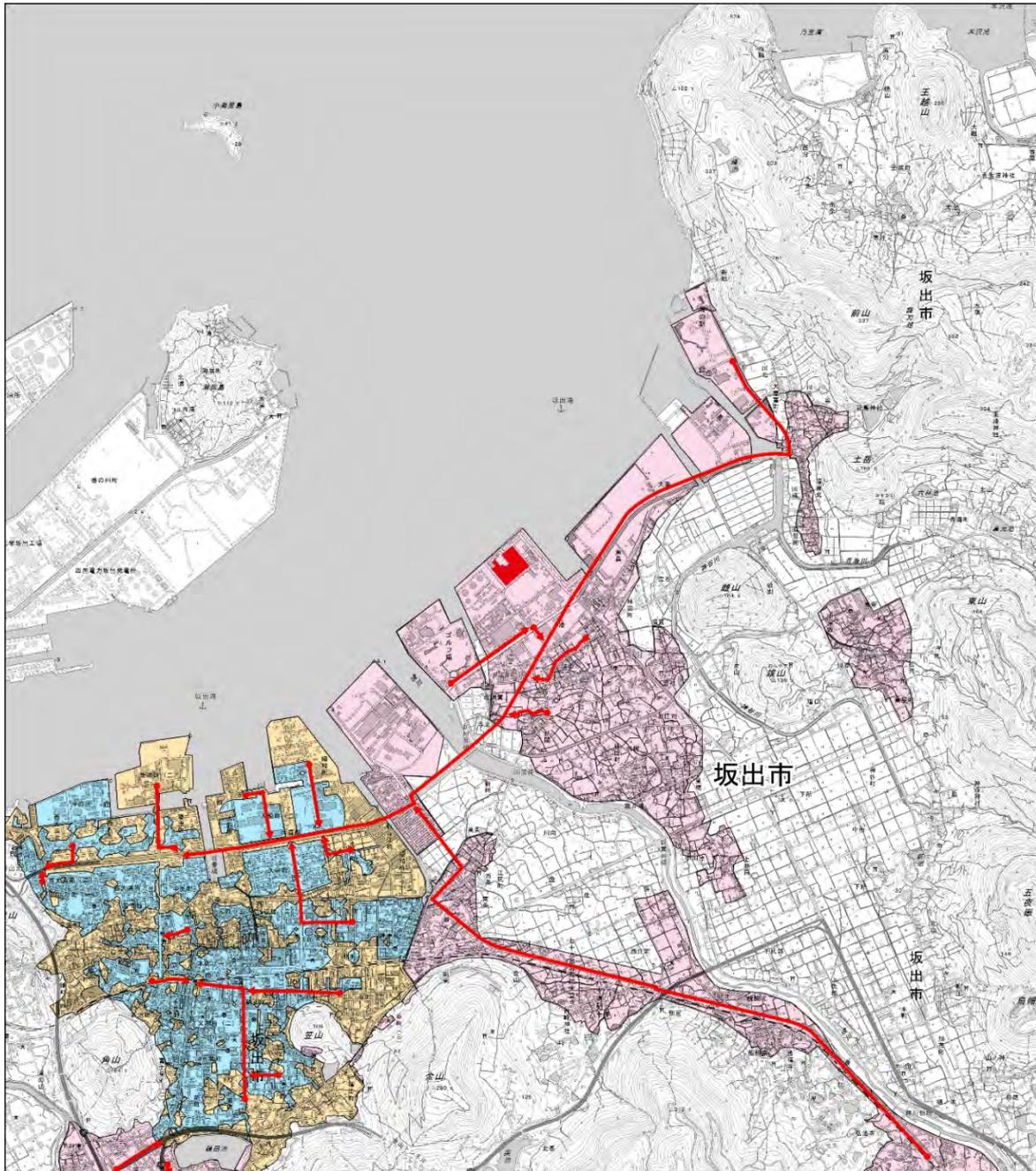
坂出市の平成 30 年度のし尿収集人口は 42,541 人で市全体の 8 割程度となっている。

表 3.2.22 し尿収集の状況

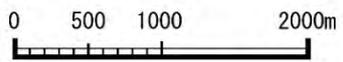
平成 30 年度末

| 収集人口 (人) | 汲取総量 (t) |
|----------|----------|
| 42,541 | 15,277 |

資料：「令和 2 年度坂出市統計書（第 35 号）」（坂出市、令和 2 年 3 月）より作成



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 全体計画区域 |
|  | 事業計画区域 |
|  | 供用開始区域 |
|  | 主な幹線 |



資料：「令和2年度坂出市公共下水道整備計画図」（香川県）、香川県土木部下水道課「香川の下水道 香川県下水道管内図」（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gesuido/plan/guide/guide.html>）（令和2年5月1日確認）より作成

図 3.2.14 下水道の整備状況

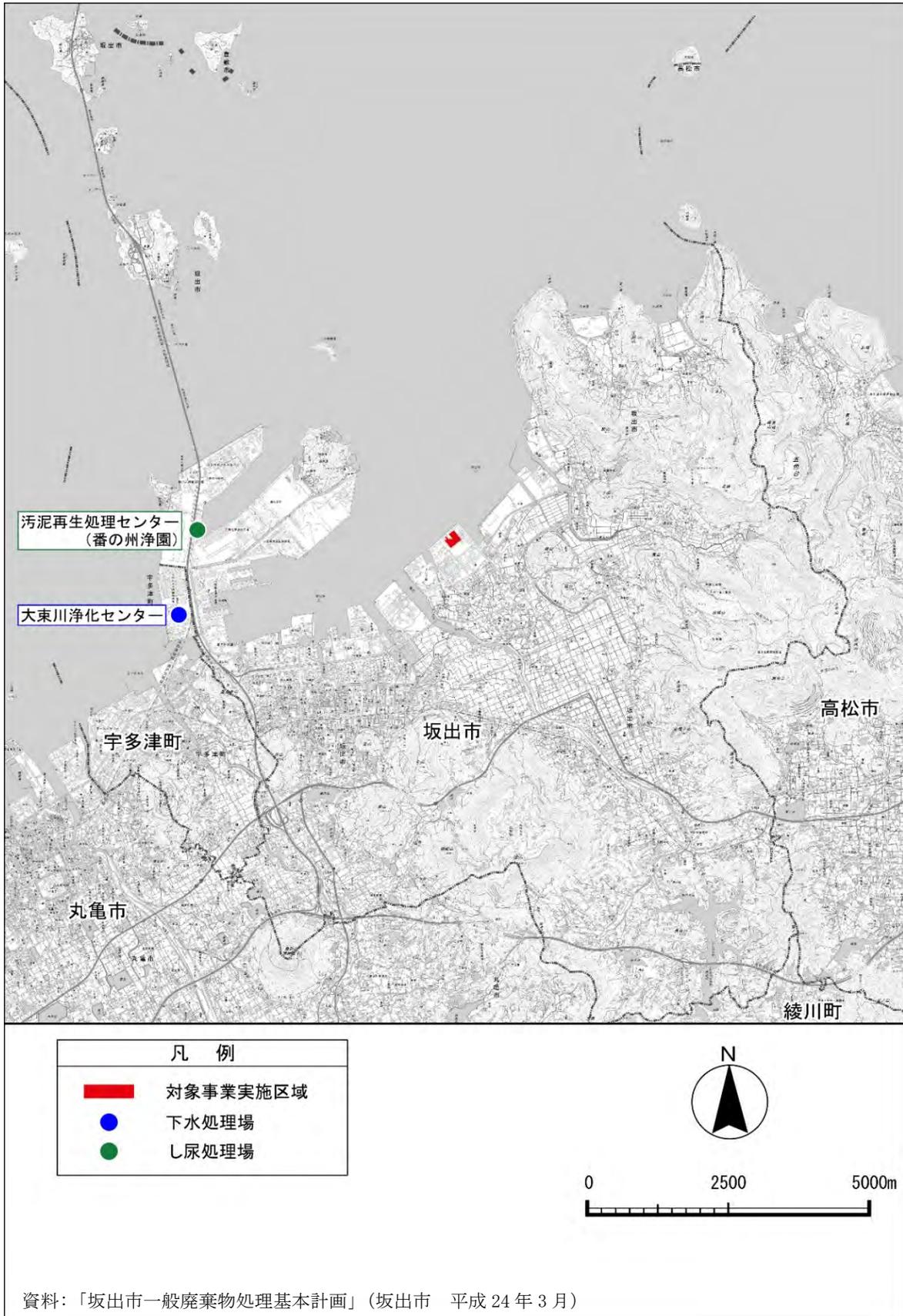


図 3. 2. 15 下水処理場及びし尿処理場の位置

3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令に基づく指定状況

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音に対する目標値として環境基準が定められている。

① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを対象に全国一律に定められている(表3.2.23、表3.2.24)。

表 3.2.23 大気汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境基準 |
|-----------|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること |

資料:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環境省告示第33号)より作成

表 3.2.24 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

| 項目 | 環境基準 |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること |

資料:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示第4号)より作成

② 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、一般地域と道路に面する地域についてそれぞれ表 3.2.25 及び表 3.2.26 のとおり定められている。また、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準については、特例として表 3.2.27 のとおり定められている。対象事業実施区域周辺の類型指定状況を図 3.2.16 に示す。対象事業実施区域は、工業専用地域で類型指定はされていない。

表 3.2.25 一般地域（「道路に面する地域」を除く地域）に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|--------|--------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| AA | 50dB以下 | 40dB以下 |
| A及びB | 55dB以下 | 45dB以下 |
| C | 60dB以下 | 50dB以下 |

注) 1. 1時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）より作成

表 3.2.26 道路に面する地域に係る環境基準

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|--------|--------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB以下 | 55dB以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB以下 | 60dB以下 |

備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2.27 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）より作成

表 3.2.27 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

| 基準値 | |
|--------|--------|
| 昼 間 | 夜 間 |
| 70dB以下 | 65dB以下 |

備考) 1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
 2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 ①「道路法」第3条に規定する高速自動車道路国道、一般国道、県道および市町道（市町道にあっては4車線以上の区間に限る。）
 ②前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施工規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

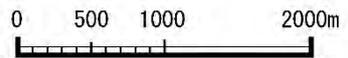
資料：「平成28年香川県環境白書 巻末資料」香川県 平成28年3月、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）より作成



凡 例

| | |
|----------|--|
| 対象事業実施区域 | |
| 類型 | 都市計画法用途地域 |
| A 類型 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| B 類型 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| C 類型 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |

※1. 工業専用地域については類型指定していない。



資料：「坂出都市計画図」（坂出市）より作成

図 3.2.16 騒音に係る環境基準の類型指定状況

③ 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し、それぞれ定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域を対象に表 3.2.28 のとおり定められている。

表 3.2.28 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|--|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| セレン | 0.01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定法方の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 | |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）より作成

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型ごとに定められている。

河川及び海域における環境基準を表 3.2.29～表 3.2.30 に、対象事業実施区域周辺の類型指定の状況を図 3.2.17 に示す。

海域における環境基準の類型指定は坂出港の湾奥が B・II 類型、それ以外の備讃瀬戸海域が A・II 類型に指定されている。また、海域における環境基準の類型指定のうち、水生生物の生息に係るものは、坂出港内とその周辺海域が海域生物 A に、それ以外の備讃瀬戸全域が海域生物特 A に指定されている。河川については綾川及び青海川の全域が A 類型に指定されている。

表 3.2.29(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(ア)

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められ ないこと | 2mg/L 以上 | — |

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然環境等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）より作成

表 3.2.29(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(イ)

| 項目 類型 | 水生生物生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

備考) 基準値は、年間平均値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2.30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--|---------------------|-----------------------|---------------|--------------------------|-------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) |
| A | 水産 1 級、水浴、 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000 MPN/100mL 以下 | 検出されない こと |
| B | 水産 2 級、 工業用水及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | - | 検出されない こと |
| C | 環境保全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | - | |

備考) 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2.30(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(イ)

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|--|--|-----------|------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| Ⅱ | 水産1種、 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| Ⅲ | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。) | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| Ⅳ | 水産3種、 工業用水、 生物生息環境保全 | 1mg/L以下 | 0.09mg/L以下 |
| 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | | |
| 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産3種：汚濁に強い特定の水生生物が主に漁獲される 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度 | | | |

(ウ)

| 項目 類型 | 水生生物生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下 |

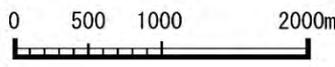
(エ)

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|-------------------|--|-----------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0mg/L以上 |
| 生物2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/L以上 |
| 生物3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 |
| 備考) 基準値は日間平均値とする。 | | |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)より作成



| 凡 例 | |
|--------------------------------------|----------|
| ■ | 対象事業実施区域 |
| 海域 | 河川 |
| --- | 海域区分 |
| — | A 類型 |
| — | B 類型 |

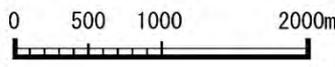


資料: 香川県ホームページ「香川の環境 公共用水域水質測定結果 (平成 30 年度)」より作成

図 3. 2. 17(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
| 海 域 | |
|  | 海域区分 |



資料:香川県ホームページ「香川の環境 公共用水域水質測定結果(平成30年度)」より作成

図 3.2.17(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、有害物質 28 項目を対象に全国一律で定められている（表 3.2.31）。

表 3.2.31 地下水の水質汚濁による環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| セレン | 0.01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）より作成

⑤ 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、有害物質 29 項目を対象に全国一律に定められている（表 3.2.32）。

表 3.2.32 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|--|--|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐（りん） | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒（ひ）素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）より作成

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が全国一律で定められている（表 3.2.33）。

表 3.2.33 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|--|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く） | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |
| 備考) 1. 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。 | |

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）より作成

3) 公害防止に係る規制基準

公害関連法及び香川県条例により、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染等に対する規制基準が定められている。

① 大気汚染に係る規制基準

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づき、工場及び事業場から発生又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制対象の施設としては、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設がある。

工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要を表3.2.34に示す。

大気汚染防止法では、「ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)」のうち「伝熱面積が10m²以上、または燃焼能力が重油換算50L/時以上のもの」をばい煙発生施設としており、該当施設が規制の対象となる。

本事業場は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんについての規制が適用される。

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)に基づく、窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域は、対象事業実施区域を含む香川県内には存在しない。

また、「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和46年条例第1号)では、ばい煙及び粉じん発生施設について、規制の対象となる施設、排出基準等を表3.2.35～表3.2.36のとおり定めている。

表 3.2.34 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

| 物質名 | | 規制の方式と概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|---|--|----|-----------------------------|--------------------------|------|--|-----------------|-----|---------------|--|------|--------|--|------|
| ばい煙 | 硫黄酸化物 | 1) 排出口高さ(He)及び区域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $\text{許容排出量 (Nm}^3/\text{h)} = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ *香川県のK値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域等</th> <th>K値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く)</td> <td>S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用)</td> <td>2.34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S49.3.31以前設置の施設</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高松市の区域(島嶼部除く)</td> <td></td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> <td>17.5</td> </tr> </tbody> </table> (注) この表の区域は、S51.9.1時点の行政区画による。 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(香川県は対象地域なし) 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし) | 地域等 | | K値 | 丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く) | S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用) | 2.34 | | S49.3.31以前設置の施設 | 6.0 | 高松市の区域(島嶼部除く) | | 11.5 | その他の区域 | | 17.5 |
| | 地域等 | | K値 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町の区域(島嶼部除く) | S49.4.1以降設置の施設(特別排出基準適用) | 2.34 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | S49.3.31以前設置の施設 | 6.0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高松市の区域(島嶼部除く) | | 11.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の区域 | | 17.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| ばいじん | 施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有害物質 | カドミウム、カドミウム化合物 | 施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 塩素、塩化水素 | 施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 、塩化水素: 80,700mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | フッ素、フッ化水素等 | 施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鉛、鉛化合物 | 施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 窒素酸化物 | 1) 施設・規模ごとの排出基準60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(香川県は対象地域なし) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 揮発性有機化合物(VOC) | | 施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粉じん | 一般粉じん | 施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定粉じん(石綿) | 事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質) | | 事故時における措置を規定(事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有害大気汚染物質 | 234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質 | 知見の集積等、各主体の責務を規定(事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指定物質 | ベンゼン | 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm ³ 、既設: 100~1500mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | トリクロロエチレン | 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | テトラクロロエチレン | 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 、既設: 300~500mg/Nm ³ | | | | | | | | | | | | | | |

資料: 環境省ホームページ「工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要」
 <<http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kisei1.html>> (令和2年5月22日確認)、香川県ホームページ「香川の環境 大気汚染防止法」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/index.htm>> (令和2年5月1日確認)より作成

表 3.2.35 香川県生活環境の保全に関する条例の対象となるばい煙発生施設と排出基準

| | | | |
|---------------------|---|------------------------------------|----------|
| 規制の対象となる ばい煙発生施設 | 焼却能力が1時間当たり150キログラム以上200キログラム未満の「廃棄物焼却炉」が規制の対象となっている。 | | |
| 排出基準 | | | |
| | 項目 | 地域 | 基準値 |
| | 硫酸化物 | 丸亀市（旧市内）、坂出市、宇多津町、多度津町、（いずれも島嶼部除く） | 14.0（K値） |
| | | 上記以外の地域 | 26.3（K値） |
| ばいじん | 全域 | 0.70g/Nm ³ | |

資料：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日規則第42号）より作成

表 3.2.36 香川県生活環境の保全に関する条例の対象となる粉じん発生施設と排出基準

| 施設の種類の | 構造並びに使用及び管理に関する基準 |
|--|--|
| <p>製材業又は合板製造業の用に供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯のご盤 ・丸のご盤 ・チェンソー ・ドラムサンダー ・ベルトサンダー ・溝切機 <p>繊維板製造業の用に供する裁断機 （製材業の用に供するものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、合板製造業又は繊維板製造業の用に供するものにあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> | <p>次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること</p> <p>(2) フード及び集じん装置が設置され、かつ、集じんされた粉じんが飛散しないような構造物を有すること</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること</p> <p>(4) (1)～(3)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p> |
| <p>オガライトの製造施設及び原材料の堆積場</p> | <p>次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること</p> <p>(2) フード及び集じん装置が設置され、かつ、集じんされた粉じんが飛散しないような構造物を有すること</p> <p>(3) (1)～(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p> |

資料：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日規則第42号）より作成

② 騒音に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき、指定地域内における特定工場等及び特定建設作業に係る規制基準、自動車騒音の要請限度が定められている。

騒音に係る規制基準を表3.2.37～表3.2.39に、騒音規制法に基づく特定建設作業を表3.2.40に指定地域内における区域区分を表3.2.41に、規制区域を図3.2.18に示す。

対象事業実施区域は、工業専用地域であり、特定建設作業については第2号区域、自動車騒音の要請限度についてはc区域に指定されている。

本事業場は、騒音規制法に基づく特定施設(表3.2.42参照)及び「坂出市公害防止条例」(昭和47年条例第12号)に基づく騒音に係る指定施設(表3.2.43参照)に該当し、特定工場等の第4種区域に該当する。

表 3.2.37 特定工場等に関する規制基準

| 区 域 | 時 間 | | |
|-------|-------------------|----------------------------------|----------------------|
| | 昼 間 8:00～19:00 | 朝・夕 6:00～8:00、19:00～ 22:00 | 夜 間 22:00～翌日の6:00 |
| 第1種区域 | 50dB | 45dB | 40dB |
| 第2種区域 | 55dB | 50dB | 45dB |
| 第3種区域 | 65dB | 60dB | 50dB |
| 第4種区域 | 70dB | 65dB | 60dB |

備考) 基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。

資料:「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」(令和元年12月発行、香川県)より作成

表 3.2.38 特定建設作業に関する規制基準

| 区 域 | 第1号区域 | 第2号区域 |
|------------|---------------|---------------|
| 騒音の大きさ | 85dBを超えないこと | |
| 作業禁止時間 | 19:00～翌日の7:00 | 22:00～翌日の6:00 |
| 1日当たりの作業時間 | 10時間を越えないこと | 14時間を越えないこと |
| 作業期間 | 連続6日を越えないこと | |
| 作業禁止日 | 日曜その他の休日 | |

備考) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

資料:「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」(令和元年12月発行、香川県)より作成

表 3.2.39 自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|-------|-------------------|---------------|------------------|
| | | 昼間 6:00～22:00 | 夜間 22:00～翌日の6:00 |
| a区域 | 1車線を有する道路に面する区域 | 65dB | 55dB |
| | 2車線以上を有する道路に面する区域 | 70dB | 65dB |
| b区域 | 1車線を有する道路に面する区域 | 65dB | 55dB |
| | 2車線以上を有する道路に面する区域 | 75dB | 70dB |
| c区域 | 車線を有する道路に面する区域 | 75dB | 70dB |

備考) 表に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域に係る限度は昼間75dB、夜間70dBである。

資料:「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」(令和元年12月発行、香川県)より作成

表 3.2.40 騒音規制法の特定建設作業

| | |
|-----------------------------|--|
| 1 | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） |
| 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6 | バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。 | |

資料：「騒音規制法施行令 別表第2」（昭和43年11月27日政令第324号）より作成

表 3.2.41 指定地域内における区域区分

| 特定工場等 区域区分 | 自動車騒音 区域区分 | 特定建設作業 騒音区域区分 | 都市計画法用途地域 |
|---|---------------|------------------|--------------------------------------|
| 第1種区域 | a区域 | 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 |
| 第2種区域 | | | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| 第3種区域 | b区域 | | 第1種住居地域 第2種住居地域 準居住地域 |
| | c区域 | | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域が決定されていない地域 |
| 第4種区域 | | 第2号区域 | 工業地域 工業専用地域 |
| 備考）1. 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定している。 2. 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね80mの区域は第1号区域となる。 ①「学校教育法」第1条に規定する学校 ②「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所 ③「医療法」第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ④「図書館法」第2条第1項に規定する図書館 ⑤「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム | | | |

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年12月発行、香川県）より作成

表 3.2.42 騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）

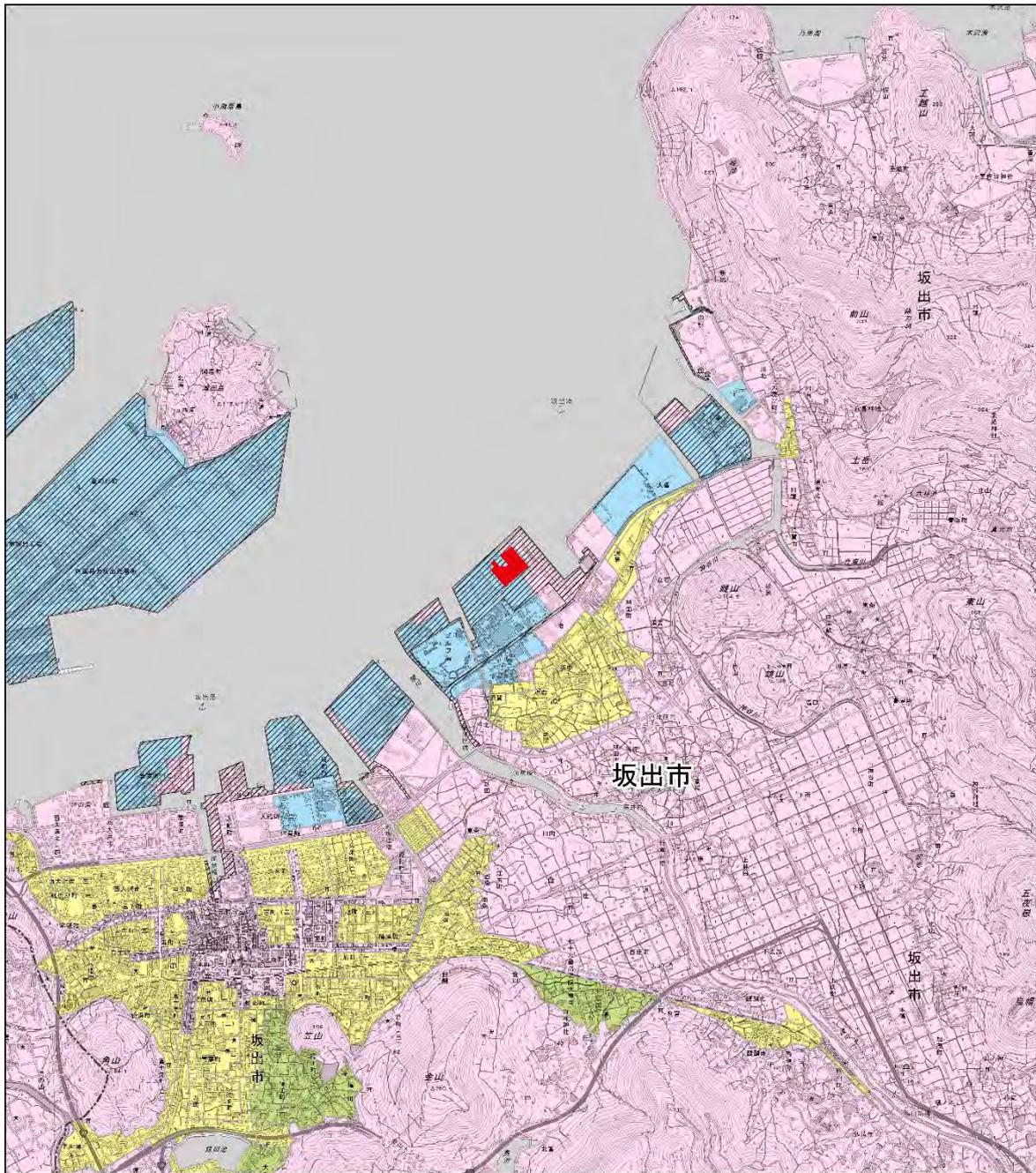
| | |
|----|--|
| 1 | <p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤーフオーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。） |
| 2 | 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。） |
| 3 | 土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。） |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） |
| 5 | <p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。） |
| 6 | 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。） |
| 7 | <p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） |
| 8 | 抄紙機 |
| 9 | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。） |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 |
| 11 | 鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。） |

資料：「騒音規制法施行令 別表第1」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）より作成

表 3.2.43 騒音に係る指定施設（坂出市公害防止条例）

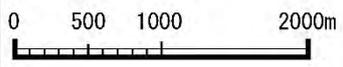
| | |
|---|--|
| 1 | <p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 圧延機械（原動機の定格出力が 22.3 キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る。） ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤーフオーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 平削盤 オ 型削盤 ワ 自動旋盤 カ 高速度切断機 ヨ 研磨機 タ 自動やすり目立機 |
| 2 | 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。） |
| 3 | 土石用または鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい機および分級機（原動機の定格出力が 7.4 キロワット以下のものに限る。） |
| 4 | <p>繊維機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 織機（原動機を用いるものに限る。） ロ 工業用動力マシン（同一事業場に 10 台以上設置されているものに限る。） |
| 5 | <p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントをのぞき混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。） ハ コンクリートブロック製造機 ニ コンクリート柱，管製造機 |
| 6 | 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.4 キロワット以上のものに限る。） |
| 7 | 精穀機（原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。） |
| 8 | <p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ドラムバーカー ロ チツパー ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。） |
| 9 | 抄紙機 |
| 10 | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。） |
| 11 | 合成樹脂用射出成形機 |
| 12 | 鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。） |
| 13 | コルゲートマシン |
| 14 | 集じん装置（遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。） |
| 15 | クーリングタワー（原動機の定格出力が 1.4 キロワット以上のものに限る。） |
| 16 | 冷凍機（原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。） |
| 17 | 直火炉（液体燃料を使用するもので、バーナーの最大燃焼能力が 1 時間当たり 20 リットル以上のものに限る。） |
| 備考）騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の指定地域内に設置する同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設は除く。 | |

資料：「坂出市公害防止条例施行規則別表第 2」（昭和 47 年 12 月 5 日規則第 33 号）より作成



| 凡 例 | | | |
|---------------------------|---------------|---------------|------------------|
| 対象事業実施区域 | | | |
| ■ | 特定工場等 区域区分 | 自動車騒音 区域区分 | 特定建設作業 騒音区域区分 |
| ■ | 第1種区域 | a 区域 | 第1号区域 |
| ■ | 第2種区域 | b 区域 | |
| ■ | 第3種区域 | c 区域 | |
| ■ | 第4種区域 | | 第2号区域 |
| 都市計画法用途地域 | | | |
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 | | | |
| 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | | | |
| 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | | | |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 | | | |
| 工業地域 工業専用地域 | | | |

※1. 都市計画法の用途地域が定まっていない地域についても上記に準じて指定(第3種区域,c区域,第1号区域)している。
 ※2. 工業地域 工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80mの区域は第1号地域と同じとなっている。



資料：「坂出都市計画図」(坂出市)より作成

図 3.2.18 騒音規制法に基づく規制区域

③ 振動に係る規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、指定地域内における特定工場等及び特定建設作業に係る規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に係る規制基準を表 3.2.44～表 3.2.46 に、振動規制法に基づく特定建設作業を表 3.2.47 に、指定地域内における区域区分を表 3.2.48 に、規制区域を図 3.2.19 に示す。

対象事業実施区域は、工業専用地域であり、特定建設作業については第 2 号区域、道路交通振動の要請限度については第 2 種区域に指定されている。

本事業場は、振動規制法に基づく特定施設（表 3.2.49 参照）に該当し、特定工場等の第 2 種区域に該当する。

表 3.2.44 特定工場等に関する規制基準

| 区 域 | 時 間 | 昼 間 | 夜 間 |
|-------|-----|------------|----------------|
| | | 8:00～19:00 | 19:00～翌日の 8:00 |
| 第1種区域 | | 60dB | 55dB |
| 第2種区域 | | 65dB | 60dB |

備考）基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年 12 月発行、香川県）より作成

表 3.2.45 特定建設作業に関する規制基準

| 区 域 | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 |
|------------|---------------|---------------|
| 振動の大きさ | 75dBを超えないこと | |
| 作業禁止時間 | 19:00～翌日の7:00 | 22:00～翌日の6:00 |
| 1日当たりの作業時間 | 10時間を越えないこと | 14時間を越えないこと |
| 作業期間 | 連続6日を越えないこと | |
| 作業禁止日 | 日曜その他の休日 | |

備考）振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年 12 月発行、香川県）より作成

表 3.2.46 道路交通振動の要請限度

| 区 域 | 時 間 | 昼 間 | 夜 間 |
|-------|-----|------------|----------------|
| | | 8:00～19:00 | 19:00～翌日の 8:00 |
| 第1種区域 | | 65dB | 60dB |
| 第2種区域 | | 70dB | 65dB |

備考）振動の測定値は、道路の敷地の境界線とする。

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年 12 月発行、香川県）より作成

表 3.2.47 振動規制法の特定建設作業

| | |
|-----------------------------|--|
| 1 | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| 4 | ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| 注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。 | |

資料：「振動規制法施行令 別表第2」（昭和51年10月22日政令第280号）より作成

表 3.2.48 指定地域内における区域区分

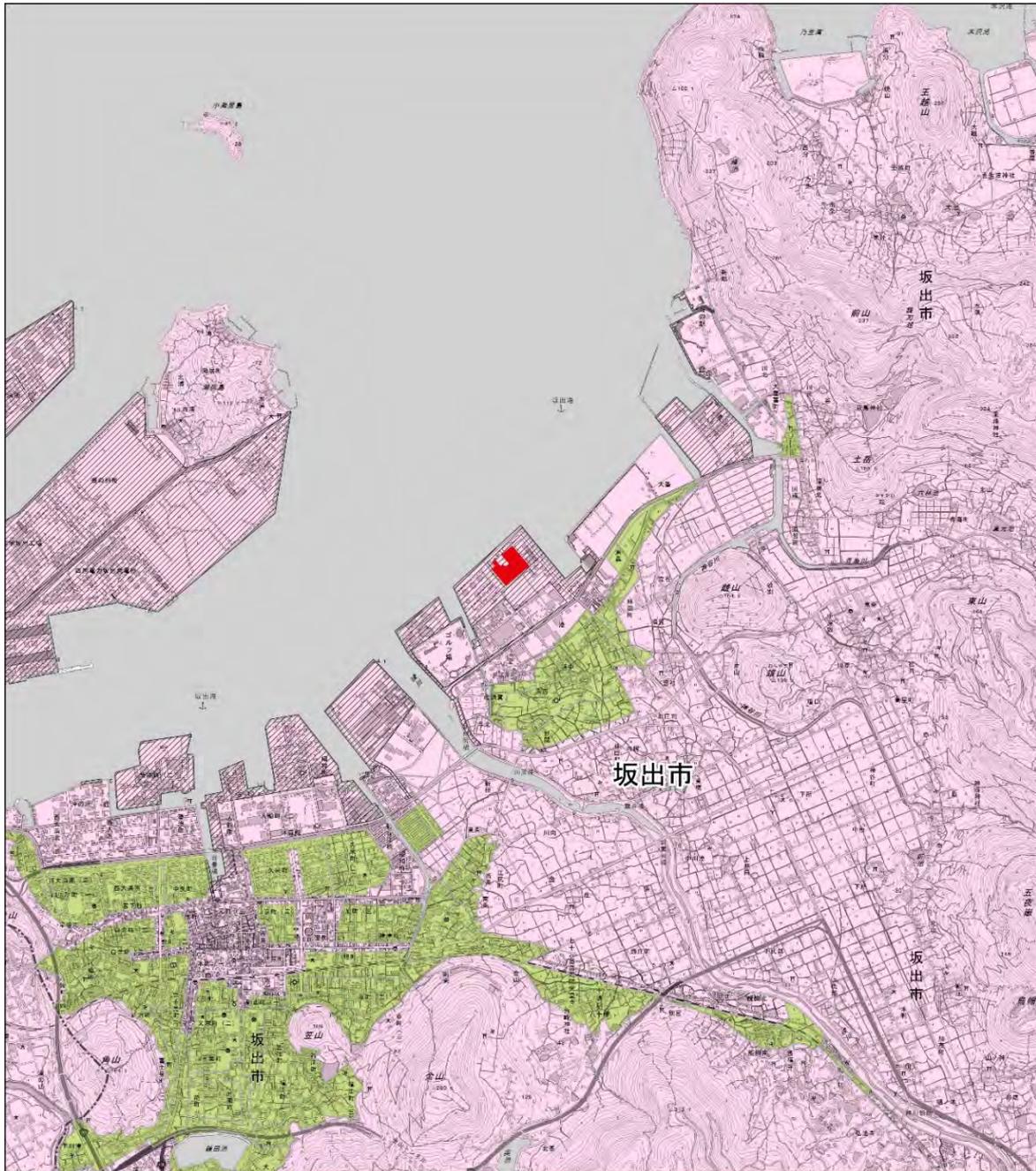
| 特定工場等 および 自動車交通振動の区域区分 | 特定建設作業 振動の区域区分 | 都市計画法用途地域 |
|--|-------------------|--|
| 第1種区域 | 第1号区域 | 第1種低層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種低層住居専用地域 第2種住居地域 第1種中高層住居専用地域 準住居地域 第2種中高層住居専用地域 |
| 第2種区域 | 第2号区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 |
| 備考) 1. 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定（第2種区域、第1号区域）している。 2. 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね80mの区域は、第1号区域となっている。 ① 「学校教育法」第1条に規定する学校 ② 「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所 ③ 「医療法」第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ④ 「図書館法」第2条第1項に規定する図書館 ⑤ 「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム | | |

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年12月発行、香川県）より作成

表 3.2.49 振動規制法の規制対象となる施設（特定施設）

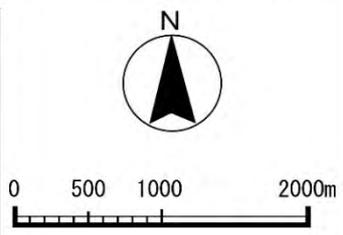
| | |
|----|---|
| 1 | 金属加工機 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。） |
| 2 | 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）（冷凍機に用いるものは含まれない。） |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。） |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） |
| 5 | コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。） |
| 6 | 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。） |
| 7 | 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。） |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。） |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 |
| 10 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） |

資料：「振動規制法施行令 別表第1」（昭和51年10月22日政令第280号）より作成



| 凡 例 | | | |
|---|-------------------------|------------------|---------------------------|
|  | 対象事業実施区域 | | |
|  | 特定工場等 及び 自動車交通振動区域区分 | 特定建設作業 振動区域区分 | 都市計画法用途地域 |
| | 第1種区域 | 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 |
| | | | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| | 第2種区域 | 第2号区域 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| | | | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 |
| | | | 工業地域 工業専用地域 |

※1. 都市計画法の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定(第2種区域、第1号区域)している。
 ※2. 工業地域、工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80mの区域は第1号地域と同じとなっている。



資料：「坂出都市計画図」(坂出市)より作成

図 3.2.19 振動規制法に基づく規制区域

④ 悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づき、指定地域内において事業場敷地境界線における規制基準が定められている。

悪臭に係る規制基準を表3.2.50に、指定地域内における区域区分を表3.2.51に、規制区域を図3.2.20に示す。対象事業実施区域は、工業専用地域であり、C区域に指定されている。

表 3.2.50 事業場敷地境界線における規制基準

| | アンモニア | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル | トリメチルアミン | アセトアルデヒド | プロピオンアルデヒド |
|-----|-------|-----------|------|-------|--------|----------|----------|------------|
| A区域 | 1 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 | 0.005 | 0.05 | 0.05 |
| B区域 | 2 | 0.004 | 0.06 | 0.05 | 0.03 | 0.02 | 0.1 | 0.1 |
| C区域 | 5 | 0.01 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.07 | 0.5 | 0.5 |

| | ノルマルブチルアルデヒド | イソブチルアルデヒド | ノルマルパレアルデヒド | イソパレアルデヒド | イソブタノール | 酢酸エチル |
|-----|--------------|------------|-------------|-----------|---------|-------|
| A区域 | 0.009 | 0.02 | 0.009 | 0.003 | 0.9 | 3 |
| B区域 | 0.03 | 0.07 | 0.02 | 0.006 | 4 | 7 |
| C区域 | 0.08 | 0.2 | 0.05 | 0.01 | 20 | 20 |

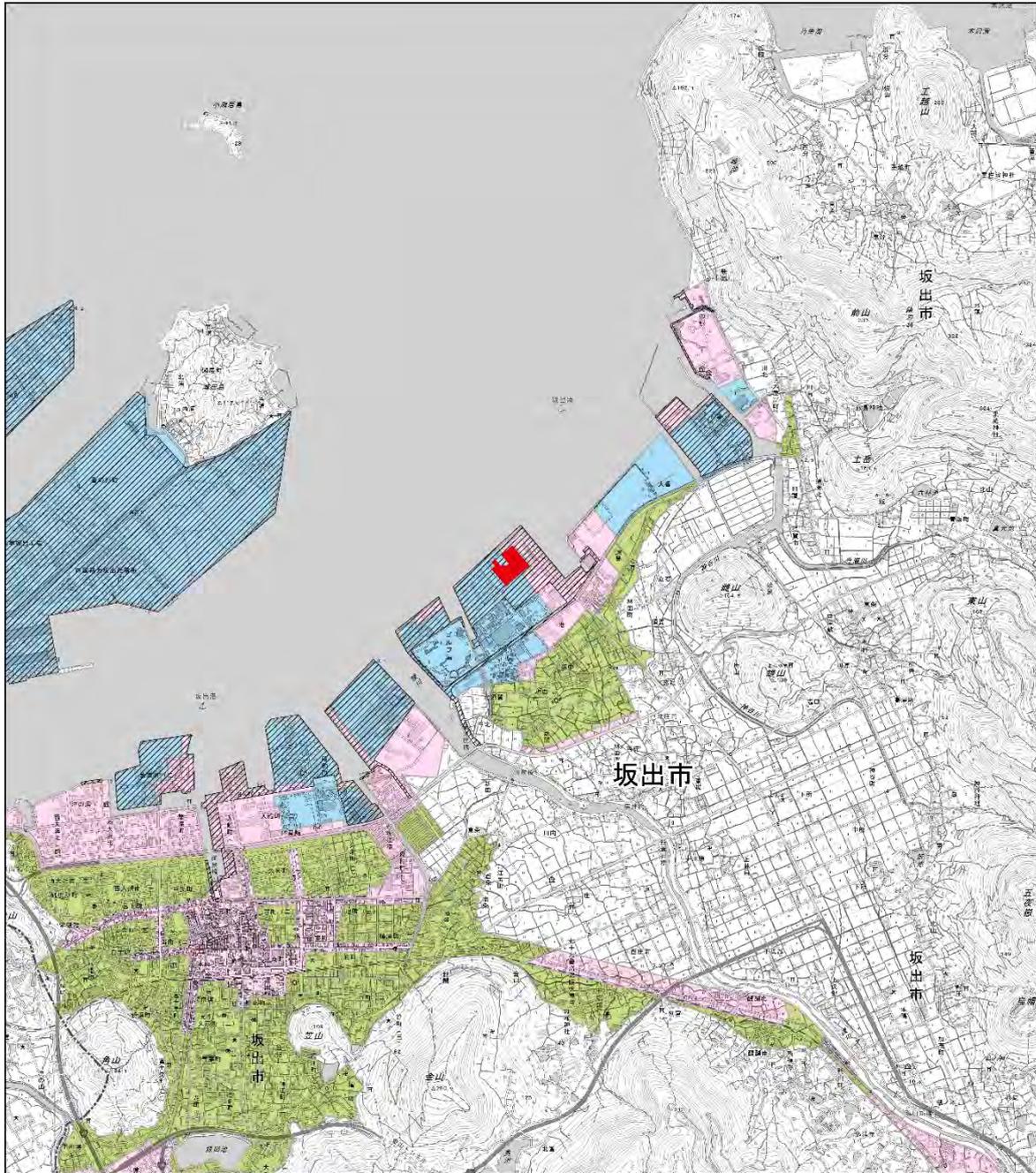
| | メチルイソブチルケトン | トルエン | スチレン | キシレン | プロピオン酸 | ノルマル酪酸 | ノルマル吉草酸 | イソ吉草酸 |
|-----|-------------|------|------|------|--------|--------|---------|-------|
| A区域 | 1 | 10 | 0.4 | 1 | 0.03 | 0.001 | 0.0009 | 0.001 |
| B区域 | 3 | 30 | 0.8 | 2 | 0.07 | 0.002 | 0.002 | 0.004 |
| C区域 | 6 | 60 | 2 | 5 | 0.2 | 0.006 | 0.004 | 0.01 |

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年12月発行、香川県）より作成

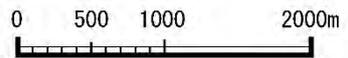
表 3.2.51 指定地域内における区域区分

| 区域区分 | 都市計画法用途地域 |
|------|--|
| A区域 | 第1種低層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種低層住居専用地域 第2種住居地域 第1種中高層住居専用地域 準住居地域 第2種中高層住居専用地域 |
| B区域 | 近隣商業地域 準工業地域 商業地域 |
| C区域 | 工業地域 工業専用地域 |

資料：「令和元年度版 香川県環境白書 巻末資料」（令和元年12月発行、香川県）より作成



| 凡 例 | |
|--|---------------------------|
| <div style="background-color: red; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 対象事業実施区域 | |
| 区域区分 | 都市計画法用途地域 |
| <div style="background-color: #90EE90; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> A 区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| <div style="background-color: #FFB6C1; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> B 区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 |
| <div style="background-color: #ADD8E6; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> C 区域 | 工業地域 工業専用地域 |



資料：「坂出都市計画図」(坂出市)より作成

図 3.2.20 悪臭防止法に基づく規制区域

⑤ 水質汚濁に係る規制基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する排水について一律に排水基準が定められている。

水質汚濁防止法第3条第3項では、一律排水基準だけでは水質汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によってより厳しい排水基準を定めることができるとされており、香川県においては、「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和46年条例第1号)による上乗せ基準が定められている。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)では、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について日平均排水量 50m^3 以上の特定事業場を対象に総量規制基準が定められている。総量規制基準は、排水の濃度ではなく、汚濁負荷量(排水濃度×排水量)で規制している。

一律排水基準を表3.2.52に、上乗せ基準を表3.2.53に示す。

また、香川県生活環境の保全に関する条例では、日平均排水量 10m^3 以上の水質特定事業場に対し、全有機炭素(TOC)を 160mg/L 以下とする排水規制が定められている。香川県生活環境の保全に関する条例による水質特定事業場を表3.2.54に示す。

本事業は水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び香川県生活環境の保全に関する条例に基づく水質特定事業場に該当しないため、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準や、香川県生活環境の保全に関する条例による上乗せ基準、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制基準は適用されない。

表 3.2.52(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

ア. 有害物質

| 項目 | 許容限度 |
|-----------------------------------|------------------------|
| カドミウム及びその他化合物 | 0.03mg/L |
| シアン化合物 | 1mg/L |
| 有機燐化合物 | 1mg/L |
| 鉛及びその他化合物 | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外：10mg/L、海域：230mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外：8mg/L、海域：15mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L |

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成

表 3.2.52(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

イ. 有害物質以外の項目

| 項目 | 許容限度 |
|---|------------------------------|
| 水素イオン濃度 (pH) | 海域以外：5.8～8.6、海域：5.0～9.0 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| 浮遊物質 (SS) | 200mg/L (日間平均 150mg/L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/cm ³ |
| 窒素含有量 | 120mg/L (日間平均 60mg/L) |
| リン含有量 | 16mg/L (日間平均 8mg/L) |
| 備考) 1. この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 2. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 3. 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 4. リン含有量について排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | |

資料：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)より作成

表 3.2.53 上乗せ排水基準（下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場）

| 項目 特定事業場の区分 | | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | | 化学的酸素要求量 (mg/L) | | 浮遊物質量 (mg/L) | | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | フェノール類含有量 (mg/L) |
|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------|------|-----------------|------|--------------|------|------------------------|-----------|------------------|
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 鉱油類含有量 | 動植物油脂類含有量 | |
| | | | | | | | | 最大 | 最大 | 最大 |
| 下水道整備地域以外の地域に設置するもの | 化学工業に係るもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | | | 1 |
| | 石油精製業に係るもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 2 | | 1 |
| | 鉄鋼業に係るもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 30 | 25 | 2 | | |
| | 非鉄金属製造業に係るもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 2 | | 1 |
| | 金属製品製造業又は機械工業に係るもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 20 | 15 | 2 | | |
| | ガス供給業又はコークス製造業に係るもの | 15 | 7 | 15 | 7 | 15 | 10 | 2 | | 1 |
| | 廃油処理施設を設置するもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 25 | 20 | 2 | | |
| | 下水処理施設を設置するもの | 25 | 20 | 25 | 20 | 60 | 50 | | | |
| | その排出水の量が1,000m ³ 以上のもの | 10 | 5 | 10 | 5 | 20 | 15 | 2 | 5 | |
| | 他の排出水の量が1,000m ³ 未満のもの | 15 | 10 | 15 | 10 | 30 | 20 | 3 | 10 | |
| その排出水の量が500m ³ 未満のもの | 20 | 15 | 20 | 15 | 40 | 30 | 5 | 15 | | |

備考) 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。
 2. 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 3. 「排出水の量」とは、工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。
 4. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 6. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 7. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するものみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

資料：「香川県生活環境の保全に関する条例第23条別表」（昭和46年3月20日条例第1号）より作成

表 3.2.54 香川県生活環境の保全に関する条例の水質特定事業場

| | |
|---|--|
| 1 | 自動式鶏卵洗浄施設 |
| 2 | 飲食店に設置される生うどんの湯煮施設 |
| 3 | 公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているものに限る。）に設置される施設であって、次に掲げるもの (1) ちゅう房施設 (2) 洗濯施設 (3) 入浴施設 |
| 4 | 前3項に掲げる施設を設置する工場又は事業場（当該工場又は事業場から排出される水の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上であるものに限る。）から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 |
| 5 | 特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。） |
| 6 | みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。） |
| 7 | 汚水等排出施設 |
| <p>備考) 1. 1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。 2. 5の項及び6の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合における当該施設を含まないものとする。 3. 7の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の1日当たりの平均的な量が50m³以上である場合における当該施設を含まないものとする。</p> <p>注) 1. みなし指定地域特定施設：施設の処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽 2. 汚水等排出施設：非鉄金属製造業の用に供する鍍（からみ）処理施設（鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設は除く）</p> | |

資料：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第4」（昭和46年9月18日規則第42号）より作成

⑥ 土壌汚染に係る規制基準

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壌汚染が判明した土地を要措置区域、形質変更時届出区域に指定し、汚染の除去等の措置が行われるまでその台帳が公示・閲覧される。土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準を表 3.2.55 に示す。

対象事業実施区域には、既往調査等で土壌汚染が判明した土地はなく、土壌汚染対策法に規定する要措置区域、形質変更時届出区域の指定はない。

表 3.2.55 要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準)及び地下水基準

| 分類 | 特定有害物質の種類 | 土壌溶出量基準 (mg/L) | 土壌含有量基準 (mg/kg) | 地下水基準 (mg/L) |
|-----------|-----------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------------|
| 第一種特定有害物質 | 四塩化炭素 | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | — | 0.004 以下 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | — | 0.04 以下 |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 |
| | ジクロロメタン | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | — | 1 以下 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 |
| | トリクロロエチレン | 0.03 以下 | — | 0.03 以下 |
| | ベンゼン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 |
| 第二種特定有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| | 六価クロム化合物 | 0.05 以下 | 250 以下 | 0.05 以下 |
| | シアン化合物 | 検出されないこと | 50 以下 (遊離シアンとして) | 検出されないこと |
| | 水銀及びその化合物 | 水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと | 15 以下 | 水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと |
| | セレン及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| | 鉛及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| | 砒素及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 |
| | ふっ素及びその化合物 | 0.8 以下 | 4,000 以下 | 0.8 以下 |
| 第三種特定有害物質 | ほう素及びその化合物 | 1 以下 | 4,000 以下 | 1 以下 |
| | シマジン | 0.003 以下 | — | 0.003 以下 |
| | チオベンカルブ | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 |
| | チウラム | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 |
| | ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと | — | 検出されないこと |
| 有機りん化合物 | 検出されないこと | — | 検出されないこと | |

資料：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 24 年 8 月)より作成

⑦ 地盤沈下に係る規制基準

香川県では、香川県内の地下水・地盤環境の状況を把握し、地下水の保全及び適正な利用を図る目的で、一定規模以上の揚水施設について、「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和 46 年条例第 1 号）において届出を義務付けている。

なお、対象事業実施区域を含む香川県内には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の制限に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく、地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

(2) 自然環境関係法令に基づく指定状況

1) 自然公園

自然公園とは、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称で「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づき指定される。

対象事業実施区域には自然公園の指定はないが、周辺地域には、五色台周辺などに瀬戸内海国立公園の指定がある(表3.2.56参照)。また、対象事業実施区域の前面海域は瀬戸内海国立公園の普通地域に指定されている(図3.2.21参照)。

表 3.2.56 地種区分別面積(瀬戸内海国立公園)

(単位: ha)

| | 特別保護地区 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 普通地域 | 公園面積 (陸域のみ) |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|----------------|
| 公園全体 | 953 | 4,700 | 31,036 | 7,519 | 22,726 | 66,934 |
| 香川県 | 0 | 256 | 6,835 | 1,917 | 9,163 | 18,171 |

資料: 環境省ホームページ「瀬戸内海国立公園 概要・計画書」

< <https://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html> > (令和2年5月1日確認) より作成

2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全や生物の多様性の確保を目的とした「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、「香川県自然環境保全条例」(昭和49年条例第17号)に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域の指定はない。

3) 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び休猟区の指定状況

「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)は鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図ることを目的に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等が指定されている。

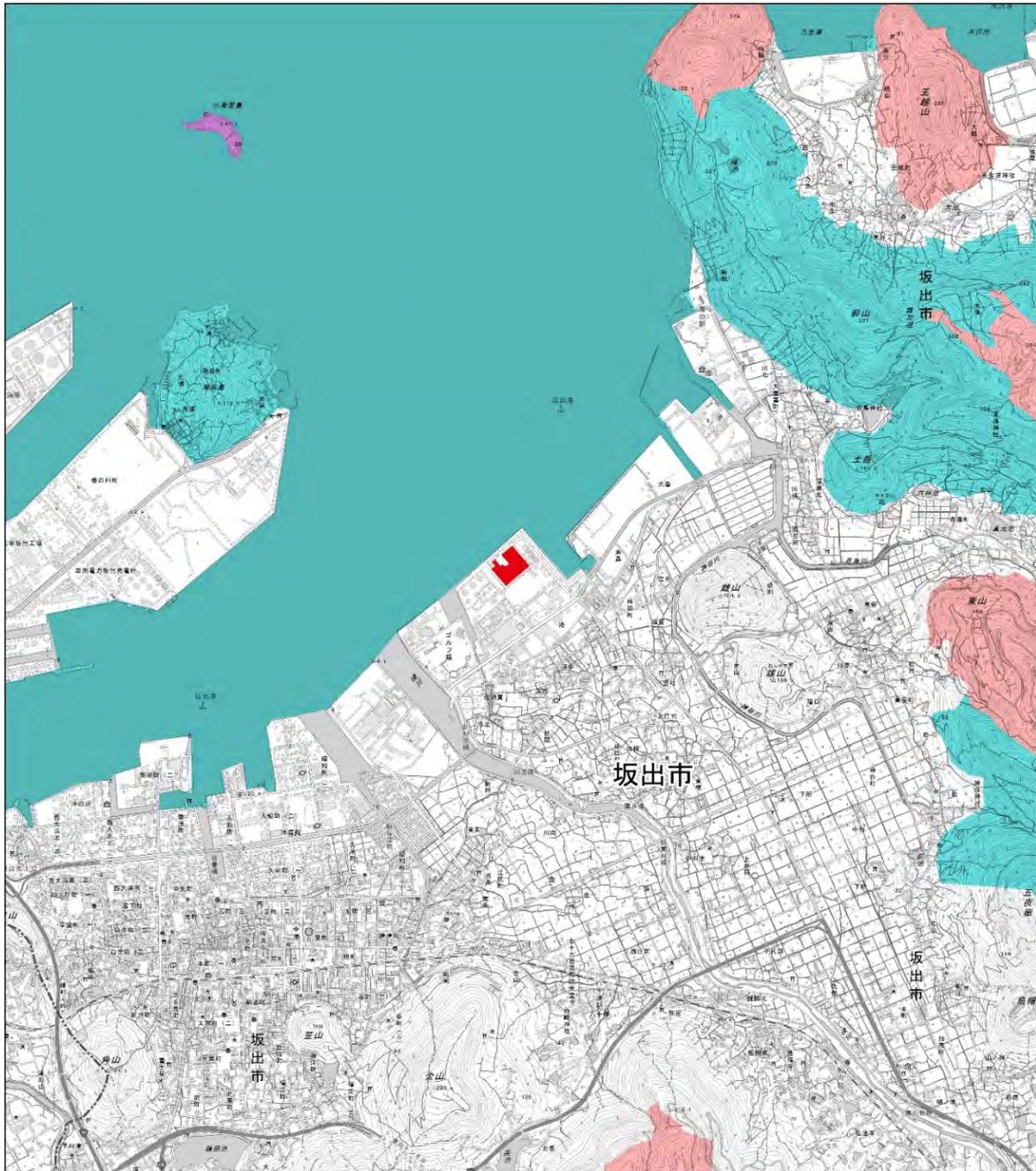
対象事業実施区域には鳥獣保護区等の指定はないが、周辺地域には、五色台周辺に鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が指定されている(表3.2.57、図3.2.22参照)。

表 3.2.57 鳥獣保護区等の指定状況

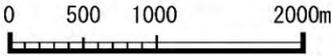
平成28年度

| 名称 | 所在地 | 期間 | 面積(ha) |
|--------------------|--------------------------------|--------------|--------|
| 五色台鳥獣保護区(県設) | 高松市、坂出市 | 令和6年11月14日まで | 2,990 |
| 木沢特定猟具使用禁止区域(銃) | 坂出市 | 令和3年11月14日まで | 26 |
| 丸亀・坂出特定猟具使用禁止区域(銃) | 丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡まんのう町 | 令和5年11月14日まで | 5,064 |

資料: 「令和元年度 香川県鳥獣保護区等位置図」(香川県) より作成



| 凡 例 | |
|---|-------------------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 瀬戸内海国立公園（第1種特別地域） |
|  | 瀬戸内海国立公園（第2種特別地域） |
|  | 瀬戸内海国立公園（普通地域） |



資料：「瀬戸内海国立公園（香川県地域）管理計画書」（環境省自然環境局山陽四国自然保護事務所 平成15年3月）、
「香川県土地利用総合規制図」（香川県 平成16年9月30日現在）、環境省ホームページ「自然環境調査 Web-GIS」
<<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>>（令和2年5月1日確認）より作成

図 3.2.21 自然公園の指定状況

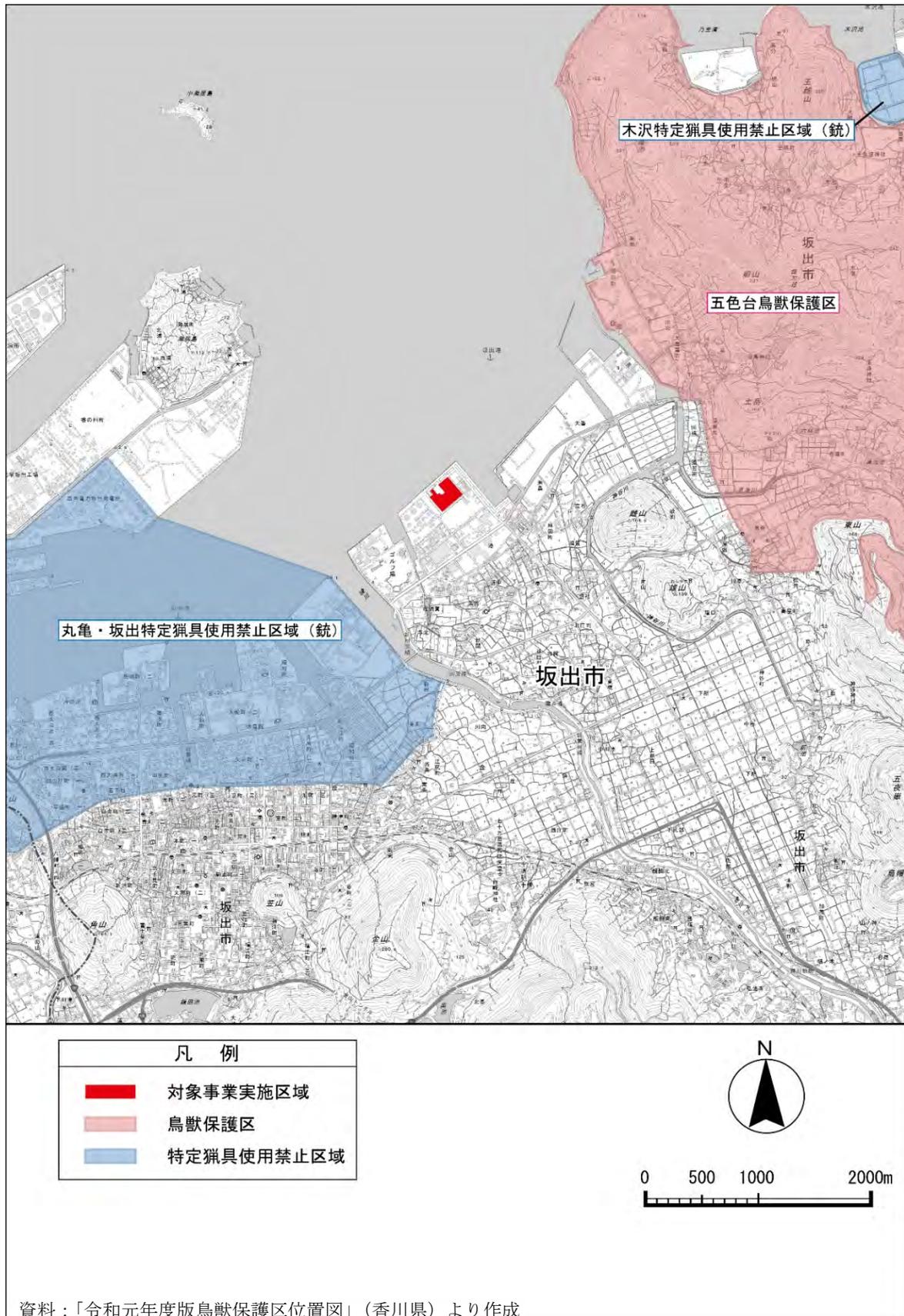


図 3.2.22 鳥獣保護区等の指定状況

4) 風致地区及び特別緑地保全地区

風致地区は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づき都市における良好な自然的景観を維持するために、特に必要な区域に指定される。また、特別緑地保全地区は「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づき都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区として指定されるものである。

対象事業実施区域には風致地区の指定はないが、周辺地域には、表 3.2.58、図 3.2.23 に示すとおり風致地区の指定がある。なお、特別緑地保全地区は事業実施対象区域を含む香川県内には指定はない。

表 3.2.58 風致地区の指定状況

| 名 称 | 面 積 |
|----------|--------|
| 聖通寺山風致地区 | 約39ha |
| 角山風致地区 | 約29ha |
| 笠山風致地区 | 約15ha |
| 金山風致地区 | 約112ha |
| 常山風致地区 | 約78ha |

資料：坂出市ホームページ「都市計画」<<http://www.city.sakaide.lg.jp/life/2/18/84/>> (令和2年5月1日確認) より作成

5) 古木・巨樹

香川県では、住民に親しまれているものや由緒あるもの等のうち、周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを「香川県自然環境保全条例」(昭和49年条例第17号)に基づき香川県自然記念物に、地域のシンボルとして人々に親しまれている古木や巨樹などを「香川県における樹木の保存に関する要綱」(昭和53年1月27日施行)に基づき香川の保存木に指定している。

また、坂出市では良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するために必要があるものを「坂出市緑化条例」(昭和60年条例第28号)に基づき、保存樹木、保存樹林に指定している。

対象事業実施区域周辺の古木・巨樹(自然記念物等)を表 3.2.59、図 3.2.24 に示す。対象事業実施区域には自然記念物等の指定はないが、周辺地域には、坂出市指定の保存樹木や香川の保存木が分布している。

表 3.2.59 古木・巨樹

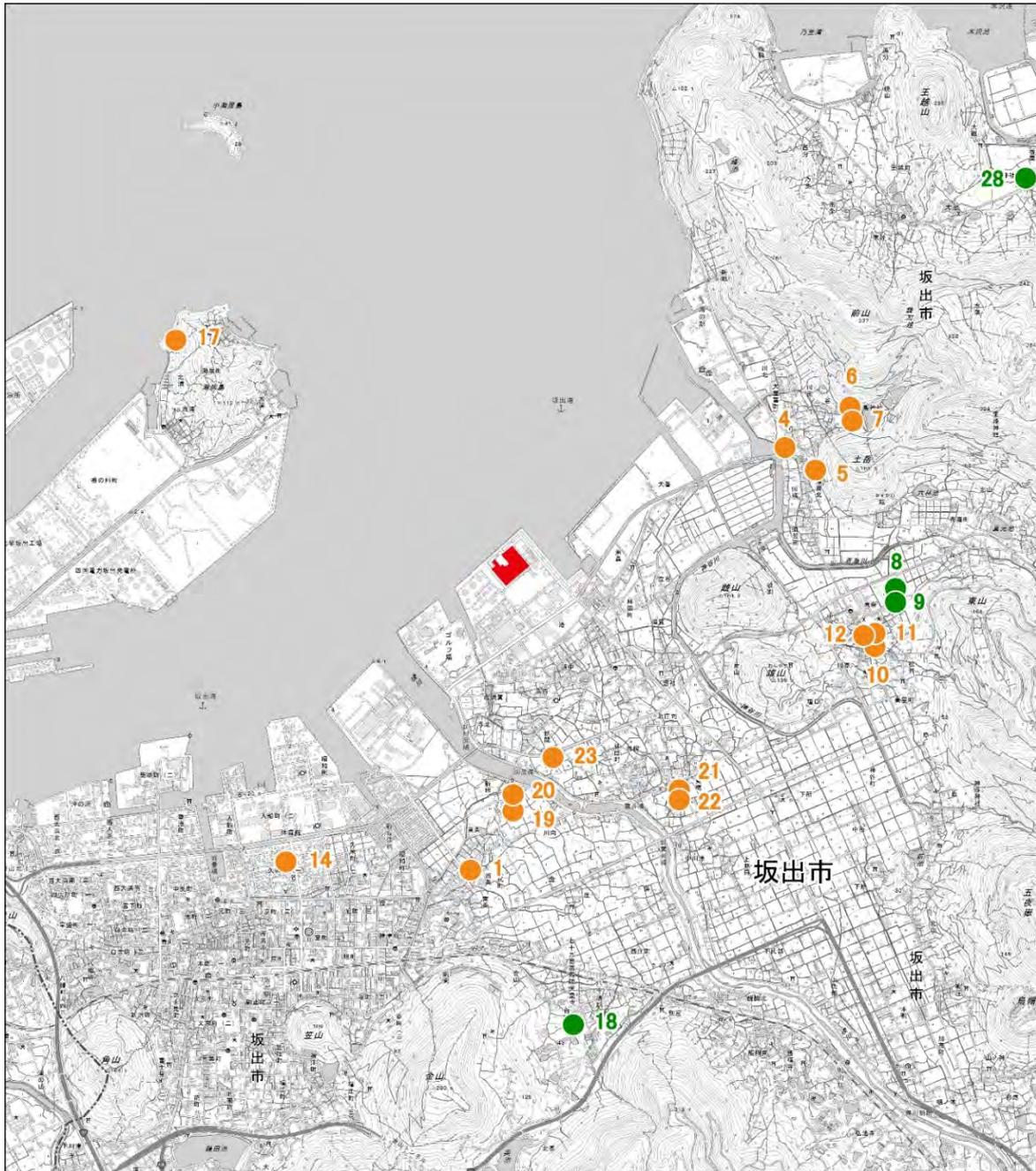
| No. | 名称 | 樹種 | 指定年 | 指定区分 | 所在地 | 所有者 |
|-----|--------------|-------------|-----|---------|-----------|-------------|
| 1 | 龍光院のクス | クスノキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市江尻町 | 龍光院 |
| 2 | 白峰寺のモミ | モミ | S54 | 香川の保存木 | 坂出市青海町 | 白峰寺 |
| 3 | 青海神社のクロガネモチ | クロガネモチ | H5 | 坂出市保存樹木 | 坂出市青海町 | 青海神社 |
| 4 | 船玉神社のクス | クスノキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市大屋富町 | 船玉神社 |
| 5 | 正法寺船玉神社のイチヨウ | イチヨウ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市大屋富町 | 正法院 船玉神社 |
| 6 | 大屋富神社のクス | クスノキ | H2 | 坂出市保存樹木 | 坂出市大屋富町 | 大屋富神社 |
| 7 | 大屋富神社のムクノキ | ムクノキ | H2 | 坂出市保存樹木 | 坂出市大屋富町 | 大屋富神社 |
| 8 | 川田邸のニッケイ | ヤブニッケイ | S54 | 香川の保存木 | 坂出市高屋町 | 個人 |
| 9 | 川田邸のケンボナシ | ケンボナシ | S54 | 香川の保存木 | 坂出市高屋町 | 個人 |
| 10 | 塩釜神社のムクノキ | ムクノキ | H7 | 坂出市保存樹木 | 坂出市高屋町 | 塩釜神社 |
| 11 | 信楽寺のフジ | フジ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市高屋町 | 信楽寺 |
| 12 | 信楽寺のイチヨウ | イチヨウ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市高屋町 | 信楽寺 |
| 13 | 天皇神社のクス | クスノキ | H3 | 坂出市保存樹木 | 坂出市川津町 | 天皇神社 |
| 14 | 鳥州神社のクス | クスノキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市久米町 | 鳥州神社 |
| 15 | 荒神社のエノキ | エノキ | H16 | 坂出市保存樹木 | 坂出市御供所町 | 荒神社 |
| 16 | 荒神社のムクノキ | ムクノキ | H16 | 坂出市保存樹木 | 坂出市御供所町 | 荒神社 |
| 17 | 蛭子神社のマツ | マツ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市瀬居町北浦 | 蛭子神社 |
| 18 | 白峰宮のクスノキ | クスノキ | H2 | 香川の保存木 | 坂出市西庄町八十場 | 白峰宮 |
| 19 | 西庄町のアカガシ | アカガシ | H元 | 坂出市保存樹木 | 坂出市西庄町 | 個人 |
| 20 | 西庄町のエノキ | エノキ | H元 | 坂出市保存樹木 | 坂出市西庄町 | 個人 |
| 21 | 池田邸のモチノキ | モチノキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市林田町 | 個人 |
| 22 | 池田邸のケヤキ | ケヤキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市林田町 | 個人 |
| 23 | 八坂神社のクス | クスノキ | S62 | 坂出市保存樹木 | 坂出市林田町 | 八坂神社 |
| 24 | 光照寺のイチヨウ | イチヨウ | H2 | 坂出市保存樹木 | 坂出市府中町 | 光照寺 |
| 25 | 与島のハク | ハク | H14 | 坂出市保存樹木 | 坂出市与島町 | 個人 |
| 26 | 小与島のモク | ムクノキ | H14 | 坂出市保存樹木 | 坂出市与島町 | 個人 |
| 27 | 与島のイチヨウ | イチヨウ | H15 | 坂出市保存樹木 | 坂出市与島町 | 個人 |
| 28 | 荒神社のクロガネモチ | クロガネモチ | S54 | 香川の保存木 | 坂出市王越町木沢 | 喜佐波神社 |
| 29 | 青海神社の保存林 | ムクノキ, エノキ等 | H13 | 坂出市保存樹木 | 坂出市青海町 | 青海神社 |
| 30 | 青木神社社叢 | クスノキ, ムクノキ等 | S54 | 自然記念物 | 坂出市王越町木沢 | 青木神社 |

- 注：1. 自然記念物：植物、地質、鉱物等で、住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学習的価値のあるものうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているもの（香川県自然環境保全条例第28条）
2. 香川の保存木：郷土の景観や地域のシンボルとして貴重である樹木（香川県における樹木の保存に関する要綱）
3. 坂出市保存樹木：良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するために必要があるもの（坂出市緑化条例第12条）

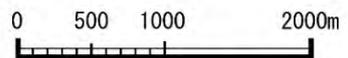
資料：香川県ホームページ「香川の環境 香川の古木・巨樹」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/shizen/guidemap/kobokuk/chiiki/sakaide.htm>>（令和2年5月1日確認）より作成



図 3.2.23 風致地区の指定状況



| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 香川の保存木 |
|  | 坂出市保存樹木 |



(図中の番号は、表 3. 2. 59 の No. を表す)。

資料：香川県ホームページ「香川の環境 香川の古木・巨樹」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/shizen/guidemap/kobokuk/chiiki/sakaide.htm>> (令和2年5月1日確認) より作成

図 3. 2. 24 古木・巨樹の分布状況

(3) 文化財保護法に基づく指定状況

坂出市内には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく国の指定文化財が 5 箇所、県の指定文化財が 9 箇所、市の指定文化財が 12 箇所、登録有形文化財が 6 箇所ある(表 3.2.60)。

坂出市内の指定文化財及び登録有形文化財を表 3.2.61 に、対象事業実施区域周辺の指定文化財等の分布状況を図 3.2.25 に示す。

対象事業実施区域には指定文化財等の指定はないが、周辺地域には登録有形文化財や市の指定文化財が分布している。

表 3.2.60 指定文化財等一覧

令和 2 年 1 月 1 日現在

| | 建造物 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 |
|-----|-----|----|----|-------|
| 国指定 | 3 | 3 | - | - |
| 県指定 | 2 | 4 | - | 1 |
| 市指定 | 3 | 7 | 1 | 1 |
| 登録 | 18 | - | - | - |

資料:「令和 2 年度坂出市統計書(第 35 号)」(坂出市、令和 2 年 3 月)より作成

表 3.2.61 (1) 指定文化財等の概要

(指定文化財)

| No. | 区 分 | | 種 別 | 名 称 | 所在地 |
|-----|-----|-------|-------|------------------|---------------------|
| 1 | 国 | 国宝 | 建造物 | 神谷神社本殿 | 神谷町 621 |
| 2 | 国 | 重要文化財 | 建造物 | 白峯寺十三重塔 | 青海町 2635 |
| 3 | 国 | 重要文化財 | 建造物 | 白峯寺 | 青海町 2635 |
| 4 | 国 | 史跡 | 史跡 | 城山 | 西庄, 川津, 府中町, 丸亀市飯山町 |
| 5 | 国 | 史跡 | 史跡 | 府中・山内瓦窯跡 | 府中町, 高松市国分寺町 |
| 6 | 国 | 史跡 | 史跡 | 讃岐遍路道 根香寺道 | 青海町, 高松市中山町 |
| 7 | 国 | 史跡 | 史跡 | 讃岐国府跡 | 府中町 5059 |
| 8 | 県 | 有形文化財 | 建造物 | 白峯寺笠塔婆 | 青海町 2635 |
| 9 | 県 | 有形文化財 | 建造物 | 白峯寺五重塔 | 青海町 2635 |
| 10 | 県 | 史跡 | 史跡 | 開法寺塔跡 | 府中町 5100-1 |
| 11 | 県 | 史跡 | 史跡 | 田尾茶白山古墳 | 八幡町, 宇多津町 |
| 12 | 県 | 史跡 | 史跡 | 沙弥島千人塚 | 沙弥島 66 |
| 13 | 県 | 天然記念物 | 天然記念物 | 小与島のササユリ | 与島町・小与島 |
| 14 | 県 | 史跡 | 史跡 | 沙弥ナカダ浜遺跡 | 沙弥島 166 |
| 15 | 市 | 史跡 | 史跡 | 新宮古墳 | 府中町 |
| 16 | 市 | 史跡 | 史跡 | 穴薬師古墳 | 加茂町 |
| 17 | 市 | 有形文化財 | 建造物 | 阪出墾田之碑 | 京町 |
| 18 | 市 | 史跡 | 史跡 | 積石塚 (ハカリゴロ) | 西庄町 1632 |
| 19 | 市 | 史跡 | 史跡 | 弘法寺古墳 | 府中町 6157-2 |
| 20 | 市 | 有形文化財 | 建造物 | 宝塔 | 加茂町 538 |
| 21 | 市 | 史跡 | 史跡 | 白峰合戦古戦場 (三十六) | 林田町 457 |
| 22 | 市 | 天然記念物 | 天然記念物 | げんじ螢 自生地 (神谷川) | 神谷町 |
| 23 | 市 | 有形文化財 | 建造物 | 坂出市郷土資料館 | 寿町 1-3-5 |
| 24 | 市 | 史跡 | 史跡 | 木の葉塚 (サギノクチ 1号墳) | 加茂町 1688-1 |
| 25 | 市 | 史跡 | 史跡 | 櫃石の札場 附大井戸 | 櫃石 407 |
| 26 | 市 | 名勝 | 庭園 | 香風園 附翠松閣・時雨亭 | 本町 1-3489-2 |

資料：香川県教育委員会ホームページ「香川の文化財一覧」
 <<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/bunka/culturalassets.html>> (令和2年5月1日確認)、
 坂出市ホームページ「文化財一覧」
 <<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/bunkashinkou/bunkazaiichiran.html>> (令和2年5月1日確認) より作成

表 3.2.61 (2) 指定文化財等の概要

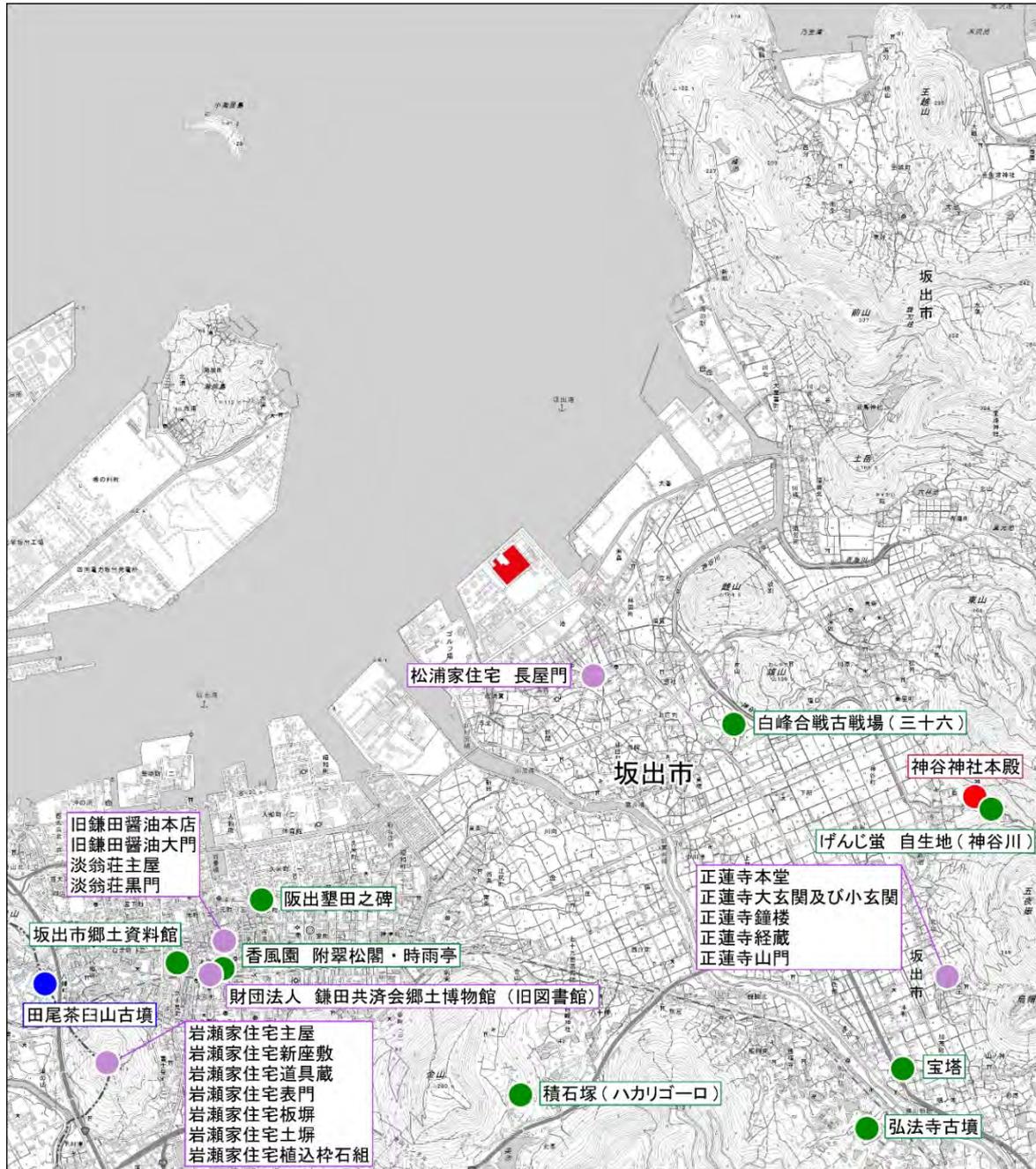
(登録有形文化財)

| No. | 区分 | 種別 | 名称 | 所在地 |
|-----|---------|-----|---------------------------|---------------|
| 1 | 登録有形文化財 | 建造物 | 財団法人 鎌田共済会郷土博物館 (旧図書館) | 本町 1-1-24 |
| 2 | 登録有形文化財 | 建造物 | 松浦家住宅 長屋門 | 林田町 3803 |
| 3 | 登録有形文化財 | 建造物 | 旧鎌田醤油本店 | 本町 1-3541-7 他 |
| 4 | 登録有形文化財 | 建造物 | 旧鎌田醤油大門 | 本町 1-3542-2 |
| 5 | 登録有形文化財 | 建造物 | 淡翁荘主屋 | 本町 1-3541-3 他 |
| 6 | 登録有形文化財 | 建造物 | 淡翁荘黒門 | 本町 1-3541-6 |
| 7 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅主屋 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 8 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅新座敷 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 9 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅道具蔵 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 10 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅表門 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 11 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅板塀 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 12 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅土塀 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 13 | 登録有形文化財 | 建造物 | 岩瀬家住宅植込杵石組 | 新浜町 (角山北稜付近) |
| 14 | 登録有形文化財 | 建造物 | 正蓮寺本堂 | 加茂町 1048 |
| 15 | 登録有形文化財 | 建造物 | 正蓮寺大玄関及び小玄関 | 加茂町 1048 |
| 16 | 登録有形文化財 | 建造物 | 正蓮寺鐘楼 | 加茂町 1048 |
| 17 | 登録有形文化財 | 建造物 | 正蓮寺経蔵 | 加茂町 1048 |
| 18 | 登録有形文化財 | 建造物 | 正蓮寺山門 | 加茂町 1048 |

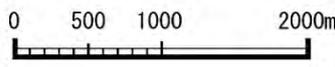
資料：香川県教育委員会ホームページ「香川の文化財一覧」

<<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/bunka/culturalassets.html>> (令和2年5月1日確認)、
坂出市ホームページ「文化財一覧」

<<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/bunkashinkou/bunkazaiichiran.html>> (令和2年5月1日確認) より作成



| 凡 例 | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| ■ | 対象事業実施区域 |
| ● | 国指定文化財 (国宝) |
| ● | 香川県指定文化財 (史跡) |
| ● | 坂出市指定文化財 (有形文化財、 史跡、名勝、天然記念物) |
| ● | 登録有形文化財 |



資料：香川県教育委員会ホームページ「香川の文化財一覧」<<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/syogaigakusy>> (令和2年5月1日確認)、坂出市ホームページ「文化財一覧」<<http://www.city.sakaide.lg.jp/life/5/38/164/>> (令和2年5月1日確認) より作成

図 3.2.25 指定文化財等の分布状況

(4) その他の環境関係法令

1) 森林法（保安林）

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定されるものである。

対象事業実施区域には保安林の指定はないが、対象事業実施区域から約 4.2km 離れた金山周辺に保安林の指定がある（図 3.2.26 参照）。

2) 砂防法

砂防指定地とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定するものである。

対象事業実施区域には砂防指定地の指定はないが、周辺地域には砂防指定地が分布している（図 3.2.27 参照）。

3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律

急傾斜崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発される恐れがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地として県知事が指定するものである。

対象事業実施区域には急傾斜崩壊危険区域の指定はないが、周辺地域には急傾斜崩壊危険区域が分布している（図 3.2.27 参照）。

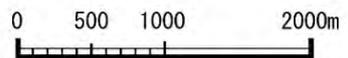
4) 地すべり等防止法

地すべり防止区域とは、地すべり活動を起こしている区域、または地すべりを起こす恐れが極めて大きい区域とこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長、もしくは誘発し、もしくは誘発する恐れが極めて大きい区域を合わせた区域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして国土交通大臣が指定するものである。

対象事業実施区域及びその周辺地域には地すべり防止区域の指定はない。

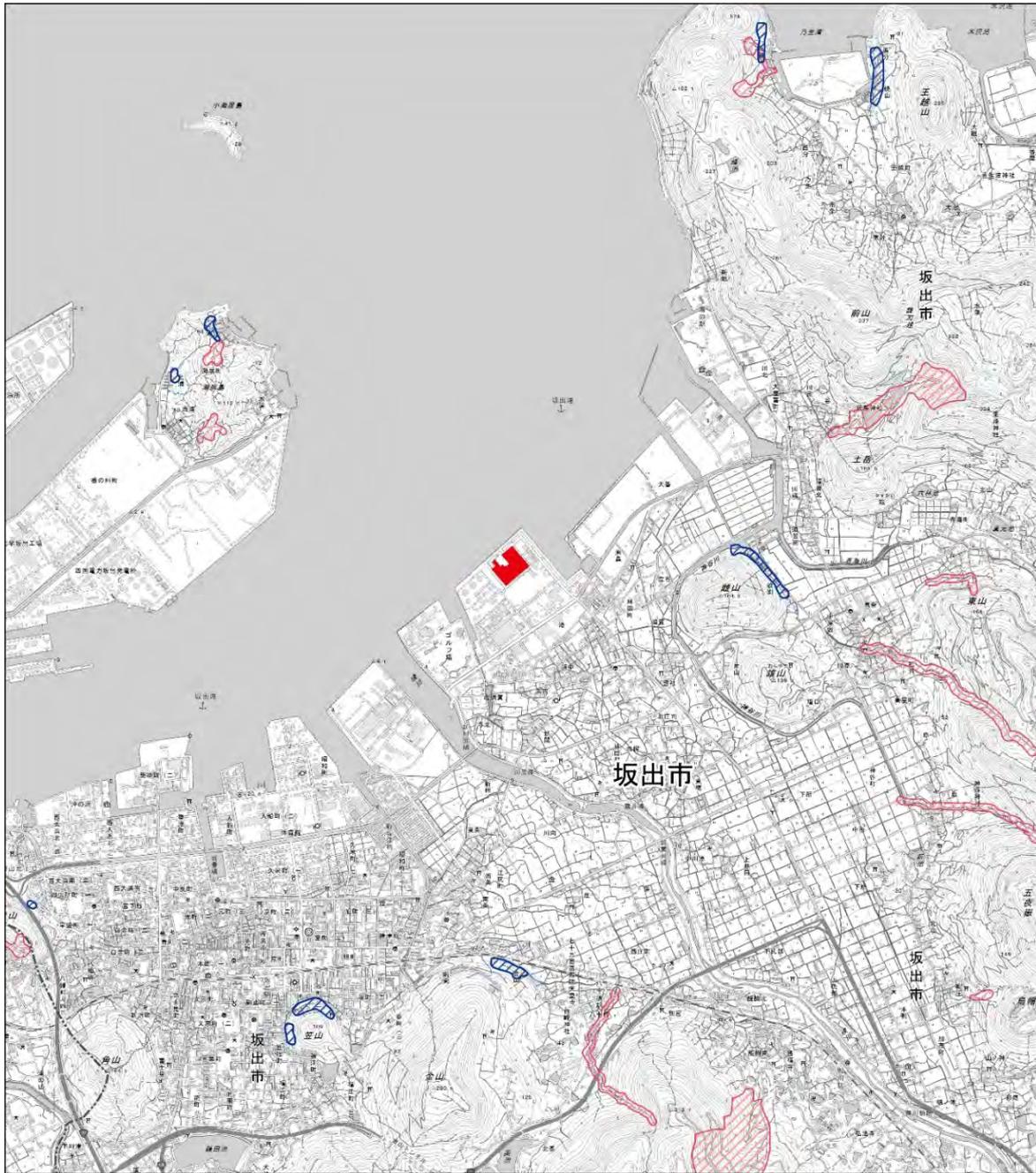


| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 保安林 |

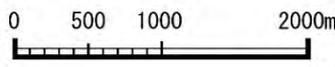


資料：「香川県土地利用総合規制図」（香川県 平成 16 年 9 月 30 日現在）より作成

図 3.2.26 保安林の指定状況



| 凡 例 | |
|---|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 砂防指定地 |
|  | 急傾斜崩壊危険区域 |



資料：香川県中讃土木事務所資料（令和2年6月2日現在）より作成

図 3.2.27 砂防指定地等の指定状況

(5) 香川県及び坂出市における環境関係条例及び計画等

1) 香川県

香川県における環境関係条例及び計画等について以下に示す。

① 香川県環境基本条例（平成 7 年条例第 4 号）

本条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としたものである。

この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとし、具体的には、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭としている。

表 3.2.62 香川県環境基本条例の基本理念

【環境基本条例の基本理念（条例第 3 条）】

| | |
|---|---|
| 1 | 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。 |
| 2 | 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。 |
| 3 | 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。 |

② 香川県環境基本計画（平成 27 年 12 月）

香川県環境基本計画は、香川県環境基本条例（平成 7 年条例第 4 号）に定める基本理念のもと、同条例第 9 条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

香川県がめざす環境の将来像を「県民みんなでつくる 人と自然が共生する豊かで美しい香川」とし、それを実現するため、4つの環境分野（地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野）と、各分野にまたがる基盤整備・地域づくりにそれぞれ基本目標を設定し、施策展開の方向を示している。

表 3.2.63 香川県環境基本計画が対象とする範囲

【環境基本計画が対象とする範囲】

| | |
|--------|--|
| 地球環境分野 | 地球温暖化 |
| 資源循環分野 | 廃棄物、水循環等 |
| 自然環境分野 | 生物多様性、有害鳥獣、農地等 |
| 生活環境分野 | 大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音・振動、悪臭、化学物質、身近な水辺地、都市公園、景観、歴史的文化遺産等 |

③ 香川地域公害防止計画（平成 24 年 3 月）

香川地域公害防止計画では、香川県の区域のうち坂出市を計画の対象範囲としている。本計画では、当該地域の実情にかんがみ、特に重点的に解決を図るべき主要課題を以下のとおりとし、目標を達成するために講じる施策として、(1)工場・事業場対策（法・条例による排水規制の徹底、COD、窒素及びりんに係る総量削減計画の推進）、(2)生活排水対策（下水道の整備、合併処理浄化槽の設置の促進等、し尿処理施設の適正な維持管理等、普及啓発の推進）、(3)家畜排せつ物対策、(4)非特定汚染源対策（農地からの負荷削減対策、養殖漁場からの負荷削減対策）、(5)ごみ対策、(6)監視調査等、(7)環境教育・環境学習等の推進の7つをあげている。

表 3.2.64 香川地域公害防止計画の主要課題、計画の期間

【計画の主要課題、計画の期間】

| | |
|---------|---|
| 計画の主要課題 | 1. 河川及び備讃瀬戸の水質汚濁 水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて備讃瀬戸のCODに係る水質汚濁の防止を図る。 |
| 計画の期間 | 本計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。 |

④ 瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画（平成 28 年 10 月）

本計画は、昭和 56 年 7 月に策定されて以来、昭和 62 年、平成 4 年、9 年、14 年及び 20 年に変更され、平成 27 年 10 月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び同年 2 月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、平成 28 年 10 月に計画を変更している。

平成 28 年 10 月の変更では、従来の「水質の保全」、「自然景観の保全」のほか、「豊かな海」の実現に向け、「沿岸域の環境の保全及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」を目標に追加している。

⑤ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち、香川県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 3 号ヌに掲げる区域について、平成 23 年 6 月 15 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めたものである。

生活系排水については、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備等とともに、排水処理の適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することとしている。

産業系排水については、総量規制基準の設定のほか、総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策については、「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和 46 年条例第 1 号）や「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成 13 年 3 月環境省環境管理局）等に基づき、指導等を行うこととしている。

2) 坂出市

坂出市における環境関係条例及び計画等について以下に示す。

① 坂出市環境基本条例（平成 15 年条例第 3 号）

本条例は、「快適な環境の保全および創造について基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全および創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としたものである。

この条例において「快適な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいい、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。また、環境の保全上の支障とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭としている。

表 3.2.65 坂出市環境基本条例の基本理念

【環境基本条例の基本理念（条例第 3 条）】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 快適な環境の保全および創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるよう、行わなければならない。2 快適な環境の保全および創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して行わなければならない。3 快適な環境の保全および創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行わなければならない。 |
|--|

② 坂出市環境基本計画（平成 28 年 3 月）

坂出市環境基本計画は、坂出市環境基本条例（平成 15 年条例第 3 号）の基本理念である「快適な環境の保全と創造」を具体化するため、本条例第 8 条に基づく地域の環境に関する総合計画である。本計画は、「坂出市まちづくり基本構想」を環境面から推進する部門別計画として位置付けられ、市が策定する他の個別計画や事業等に対して、環境の保全及び創造に関する総合的で長期的な目標と施策の基本的方向を定めている。

本計画では、将来像の具体的目標として、(1) 快適な生活環境の確保、(2) 豊かな自然環境の創造、(3) 美しい景観の創造、(4) 循環型社会の構築、(5) 地域からの地球環境保全、(6) 市民参加の環境保全の 5 つを掲げ、それぞれに対し目標実現のための施策をあげている。

表 3.2.66 坂出市環境基本計画が対象とする範囲

【環境基本計画が対象とする範囲】

| | |
|------|-------------------|
| 生活環境 | 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など |
| 自然環境 | 風致地区など |
| 快適環境 | 都市公園、文化財・天然記念物など |
| 資源循環 | 一般廃棄物、上下水道など |
| 地球環境 | 地球温暖化、酸性雨など |

③ 坂出市公害防止条例（昭和 47 年条例第 12 号）

本条例は、「市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者および市の公害の防止に関する責務を明らかにし、ならびにその施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の推進をはかり、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること」を目的としたものである。

本条例では、条例で対象としているばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭のうち、騒音及び粉じんを対象として指定施設及び規制基準を定めている。